

スコットランド啓蒙の 思想課題

田 中 正 司

一橋大学社会科学古典資料センター
Center for Historical Social Science Literature
Hitotsubashi University

目 次

I	フレッチャーの提起した問題.....	1
II	シヴィク・パラダイムの意義と限界.....	5
III	スコットランド啓蒙思想の課題と特色.....	7
IV	自然法学の系譜.....	10
	(1) スコットランドの法学者たち.....	10
	(2) カーマイケル.....	11
	(3) ハチスン.....	12
	(4) ヒューム.....	15
補 遺	スコットランド啓蒙書誌解題	
	——社会科学ドキュメンテーション——	25

スコットランド啓蒙の思想課題

田 中 正 司

I フレッチャーの提起した問題

(1) 経済学は、一般に、アダム・スミスの『国富論』と共に生誕したとされている。しかし、体系的な経済理論の登場は、必ずしも『国富論』が最初ではない。経済循環把握ないし経済世界の自然法則認識の成立をもって経済学の生誕と考えれば、「経済科学の創造」者の榮譽は、いうまでもなく『経済表』(1758)の著者フランソワ・ケネーに捧げられねばならない。1767年に公刊されたスミスの同国人ジェームズ・ステュアートの『経済学原理』のうちにも明確に「経済学体系」がみられる。スミスの『国富論』は、彼らより10~20年近くもおくれて上梓されたものにすぎない。にもかかわらず、一般に経済学の生誕が『国富論』に代表されることには、さまざまな理由が考えられるであろうが、その主たる理由の一つは、スミスの経済学が道徳哲学の中から文字通り分化・独立・生誕してきた点に求められる。

周知のように、スミスの経済学は、道徳哲学の一分野として展開されたものであるが、このように道徳哲学の中から分化・独立してきたスミスの『国富論』は、社会の商業化に伴う道徳問題に当面していた18世紀のスコットランド社会の共通主題であった「富と徳性 (Wealth & Virtue)」の問題に答えるために書かれたものであった。18世紀のスコットランド啓蒙思想の研究が今日経済学研究者の共通の関心の対象になりつつあるのも、ひとえにそれがスミス経済学の生成過程や『国富論』の主題と構造を彼の生きていたスコットランド社会の当面していた課題に即してとらえるために不可欠な手掛りを提供しているために他ならない。最近におけるスコットランド研究の進展は、スミスの思想主題を当時の思想の文脈コンテクストと当時のスコットランド社会の当面していた思想課題に即してとらえることを可能にすると共に、スミスが『道徳感情論』と『国富論』で解明しようとしていた問題が、当時のスコットランド人の当面していた「富と徳性」問題に対する解答であった次第を明らかにする道を開きつつあるのである。後に詳しく論証する『国富論』の「正義論」としての出自と構造や、そのことのもつ意味も、こうした文脈の中でみるときより明確になるが、こうした視角からするスミス経済学の主題と視界の問い直しは、たんなる訓詁趣味に基づくものではなく、現在その存在理由そのものが問われている社会科学の本質・在り方の根源的反省にも資することであろう。

(2) スミスの経済学はもとより、当時の後進国スコットランドの特殊経験にのみ基づくものではない。スミスの社会科学体系が、より以上に古典古代以来のヨーロッパ思想の「共通の蓄積」の所産であったことは、改めて指摘するまでもない周知の事実である。スミス自身の視野も、スコットランドにのみ局限されていたのではない。スミスの目は、「スコットランドの経験」をこえて、イングランド重商主義の世界的拡大に伴って、それへの対応を迫られていた世界各国、とりわけ、非西欧諸国民の動態にもそそがれていたのであった。彼は、そうした世界史の流れの中で、環大西

洋思想圏における二重の先進・後進問題に当面していた自らの祖国スコットランドの現実を冷静に見据えていたのであるが、そうした「スコットランドの経験」に即した自らの世界史認識の進展に伴って、彼の視座もフランス旅行以後、一段と拡大していったことはいうまでもない。しかし、スミスにおける経済学の生誕は、こうしたスミスの視座の世界史的拡大の所産ではない。スミスの『国富論』は、後に詳しく論証するように、18世紀初頭以来のスコットランド社会が当面していた特殊スコットランド的テーマへの「解答」として、『法学講義』『正義論』の主題の理論化の過程で形成されていったものであった。スミスは、「天才の温床 (hotbed of genius)」⁽¹⁾であったといわれる当時のスコットランドの思想風土の下で、スコットランドの経験に即して自らの主題を展開しながら、その過程で経済学を生誕に導いたのである。スミスにおける経済学の生誕を主題とするわれわれの探求が、18世紀のスコットランドの現状認識から出発せざるをえない所以はそこにある。

(3) 「17世紀末のスコットランドは、経済的破綻と政治的衰頹に当面していた」⁽²⁾といわれる。当時のスコットランドは、「1690年代の経済危機」に象徴される極度の貧困にあえぎ、苦境に直面していたのであるが、それは当時のスコットランドの経済的後進性とイングランドに対する政治的従属関係によるところが大きかったといえるであろう。

こうしたスコットランドの貧困と後進性、その原因としての政治的従属関係を打破して、スコットランドの独立と自由と繁栄を実現するにはどうしたらよいか。それが18世紀初頭以来のスコットランド人の共通主題であったが、その方法をめぐる論争の契機になったのが、1707年に行われたイングランドとの合邦の可否をめぐる論争であった⁽³⁾。スコットランドの経済発展は、イングランドとの合邦による先進参加なしには不可能でないか。いや、合邦は、スコットランドの現状の救済策たりうるものではなく、逆にイングランドへの依存・従属を強化するだけである。かりに、合邦によって、スコットランドが経済的に発展し豊かになるとしても、その結果、人民が道徳的に墮落して奢侈に走り、常備軍＝専制支配下におかれるとしたら、どうなるか。それが、合邦をめぐる論争当事者たちの最大の争点であった。

この問題をめぐって、クロマティ (G. Mackenzie, Earl of Cromarty) その他の合邦主義者が、「独立と経済改革は、合邦による新しい自由の原理の導入に依存する」⁽⁴⁾としていたのに対し、リドパス (George Ridpath), アバークロンビィ (Patrick Abercromby), ベルハーヴェン (Lord Belhaven) らの大多数の合邦反対派は、スコットランドの「過去の武勇」を強調するたんなる精神論にとどまっていたのであった。その中であって、より広い歴史的展望の下に合邦反対論を展開したのがアンドリュウ・フレッチャー (Andrew Fletcher, 1653-1716) である⁽⁵⁾。

(4) フレッチャーは、17世紀末以来「スコットランドの経済と政治の長期的再構成」⁽⁶⁾を目的とする一連の論考を発表したが、そこでの彼の主要関心は、いかにしてスコットランドの「経済的後進性と政治的従属」の悪循環を断ち切り、先進参加＝経済発展に伴う道徳の腐敗・墮落の危険を喰いとめ、国民の自由と独立を確保するかという点にあった。この課題を環大西洋圏世界における先進国と植民地、先進国内における先進－後進という二重の先進－後進関係の中でいかに解決するか。それがフレッチャーの当面したスコットランドの基本問題であったが、フレッチャーは1697年に刊行された『民兵・常備軍論』⁽⁷⁾で、この課題に対する彼の基本的な見解を展開している。このパンフレットの特色は、1697-98年のイングランドの常備軍論争と対比するとき直ちに明らかになるが、フレッチャーの意義と独自性は「民兵と常備軍の問題を広い歴史的展望の下においた」⁽⁸⁾点にある。

彼によれば、1500年以降のヨーロッパ諸国の政治の変容は、400年ごろ確立された領主一家臣閣

係を主体とする制限王政の崩壊⇒それに代る国王権力の絶対化に集約されるが、その原因は、印刷術の発明と羅針盤の発明に基づく新大陸との交通が、奢侈とその社会的帰結としての領主の没落と、それに代る傭兵⇒絶対主義＝自由の喪失をもたらした点にあるという。ブリテンだけは、「海を国境とする境遇 (situation) のお陰で」⁽⁹⁾、「領主の力がなくなっても、傭兵軍はまだ確立されていない」⁽¹⁰⁾ ので、例外的に自由を享受しているが、ブリテンでも常備軍は危険で、「常備軍は、かの偉大な〔古代ローマ〕国民をも奴隷化した」⁽¹¹⁾ ものに他ならないとして、民兵のみが徳＝自由＝繁栄をもたらすことが強調されている。

この歴史観には富の増大⇒奢侈⇒腐敗⇒常備軍は、国民の徳性＝自由と相容れないという、フレッチャーの基本思想がすでにはっきりと示されているが、その前提をなす商業⇒奢侈⇒領主の没落⇒専制論と、それに対するブリテン例外論は、D. ヒュームや W. ロバートソンらのスコットランド啓蒙思想家の歴史認識の共通基盤をなしているもので、スミスの『法学講義』もその例外ではない。むしろ、スミスの『法学講義』は、のちに具体的に論及するように、フレッチャーのこうしたシヴィック的な民兵中心の歴史観をはっきりと前提しながら、その富⇒奢侈⇒腐敗論とその帰結としての常備軍否定論に対する反論として展開されたものであった。

ヒュームやスミスもフレッチャーの歴史認識を前提していたのであるが、フレッチャーは、その翌年の 1698 年に書かれた「スコットランド問題二論」では、スコットランドの過去と現在の対比的考察を行うことによって、昔は民兵制度の下で自由と繁栄を享受していたのに、今ではイングランドへの政治的従属関係のために常備軍出費を強いられ、それが貨幣不足と、その帰結としてのトレードと製造業の衰退によるスコットランドの貧困化の原因になっている次第を描き出している。彼は、イングランドの 13 分の 1 の富、40 分の 1 の地代収入しかないスコットランド⁽¹²⁾がいつまでも貧困状態を脱却できないのは、その僅かな富をトレードや製造業に投入できずに常備軍維持費に充てねばならぬためであると考えていたのである。

スコットランドの現状の歴史的分析に基づくこの常備軍批判は、経済的後進性と政治的従属との悪循環に悩む後進国のジレンマをついたものであるが、この「スコットランド問題二論」でも、後述の『法学講義』と同じ「以前は……、しかし今は……」⁽¹³⁾の歴史的対比と、ケース—環境分析が行われていることが注目される。

スコットランド啓蒙思想の特色をなす歴史的方法の一つの源流は、フレッチャーのこうした批判方法そのもののうちにあったと考えられるが、フレッチャーは 1703 年の「政府規正論」や「議会演説」でも、ロンドンのような大都市の自由と繁栄が、巨富をもたらす反面、マナーの腐敗と国民を奴隷化する常備軍を帰結するのに対し、民兵が「自由な政府の政治体制の主要な要素である」⁽¹⁴⁾ 次第を強調している。その一方、これまでの「王冠連合 (Union of the Crown)」がスコットランドの交易の衰退とイングランドへの貨幣の流出による製造業の破壊をもたらした次第を明らかにすることを通して、合邦が現状の救済策たりうるものでないだけでなく、合邦の結果促進されるイングランドやイギリスの植民地との自由貿易も、「スコットランドの人民をさらに疲弊させる」⁽¹⁵⁾ 危険があるとして、大国主体の合邦のマイナスを指摘している。その上で、その対案として、シヴィック的な三権分立と、統治と防衛とへの市民参加に基づくスコットランド議会の主導権の確立と、ヨーロッパの平等分割による「連邦制連合 (Federal Union)」構想が展開されている⁽¹⁶⁾。

これらの論考にはイングランドの首都ロンドンの繁栄に象徴される、徳性を犠牲にしてひたすら富を追い求めるイングランド重商主義の本質とその危険性に対する認識がほの見えるが、こうしたフレッチャーの見解が必ずしも後向きでない証拠は、スコットランドの貧困と進歩のおそい (Slow

Progress)の原因が、「トレードや漁業の軽視」より農業に求められ、法外な農業地代と現物納制度が資本の蓄積を妨げ、土地改良(improvement)を阻害している次第が明確に認識されている点にもみられる⁽¹⁷⁾。彼はこうした現状の改善策として、利子と大土地所有(「奉公人を使って耕作しうる面積以上の土地所有」)^{サーヴァント}の禁止による中農育成と奉公人制による土地の政良を考えていたが⁽¹⁸⁾、以上のような農業重視のフレッチャーの見解は、ヒュームやスミスの経済発展論や制度改革構想にも影響を与えたものとして注目される。

(5) 合邦で「フレッチャーのヴィジョン」は敗れたにもかかわらず、「スコットランドの社会的政治的条件に関する論争が、彼自身の時代にもちの啓蒙期にも、彼が規定したタームで行われるのが常であった」⁽¹⁹⁾のは、フレッチャーの理論がこうした内容をもっていたためであったといえるであろう。問題は、その認識と対策のシヴィック性にある。フレッチャーの基本思想は、「民兵・常備軍論」に展開されていた歴史観にあった。この歴史観は、民兵(militia)の没落で歴史を切り、民兵の復活に徳＝自由＝富裕の実現の保障を求めるものであったが、1703年の「政府規正論」その他でも、都市が巨富⇒奢侈⇒腐敗を生み出す次第が強調されると共に、その対応策として農本的な「富の平等分配」論と、民兵参加＝徳＝自由のシェーマが繰り返されている。このようなフレッチャーの思想が、古典的な共和主義を理想とするシヴィック思想に基づくスコットランド独立論にすぎないことは明らかである。より注目すべきは、フレッチャーには合邦主義者にみられたような法学思想が基本的に欠如している点である。フレッチャーの思想は、個人的権利ないし権力からの自由の観念に立脚する法学の伝統とは本質的に異なる「公共生活への参加の自由としてのシヴィック的な自由概念」⁽²⁰⁾に立脚するものであったのである。クロマティやシートン(William Seton of Pitmedden)らの合邦主義者が「スコットランドの窮状に関するフレッチャーの診断を是認し」、「フレッチャーの挑戦の説得力を承認」しながら、「彼の解決は幻想的なものとして割引かれねばならない」⁽²¹⁾とした根本の理由はそこにある。

(6) フレッチャーの思想は、近代の商業社会の論理と本質的に相容れぬ原理に立脚していたのであるが、にもかかわらず、フレッチャーが18世紀の啓蒙思想家に「深く永続的な衝撃」⁽²²⁾を与えた理由の一つは、彼が社会の商業化に伴う経済発展は必然的に「腐敗(corruption)」を生み出すという「富と徳性(Wealth & Virtue)」の緊張問題をイングランド重商主義批判とからんで提出した点にある。フレッチャーがイングランド重商主義の首都ロンドンの自由と繁栄のうちにその典型を見出したこの富と徳の問題は、近代の商業社会の本質にかかわる問題で、決してイングランドにだけ特有の問題ではなく、18世紀のスコットランドにおいても、この問題が「政治社会の物質的基礎と道徳的制度的上部構造を損うおそれのある世俗的な力の変化に敏感な[シヴィック]伝統」の下で、「政治制度と経済発展との間の潜在的矛盾関係」⁽²³⁾をいかに解決するかとの視点から、大きく問題にされたのであった。商業の生み出す腐敗防止対策としての民兵論が、18世紀のスコットランド啓蒙思想家たちの共通基本主題をなしていた理由の一つもそこにあるが、この富と徳性問題に対するフレッチャーの解答は、前述のようにシヴィック理想で商業社会の問題に対処しようとしたものであった。フレッチャーは、新大陸との交通に基づく商業の発展＝奢侈の増大を歴史の必然として受け止めながら、いまだその法則性を認識しえなかったため、古いシヴィック(公民)道徳論で商業社会の現実を批判する他なかったのである。ヒュームやスミスがフレッチャーの提出した問題を自らの思想主題として受け止めながら、それに批判的に対決しようとした所以はそこにあるが、フレッチャー思想の根幹をなすシヴィック的発想は、フレッチャーのみの問題ではなく、後進国スコットランドのみの特殊現象でもない。

II シヴィク・パラダイムの意義と限界

(1) フレッチャーが依拠したシヴィク思想は、純粹政体は必然的に腐敗して墮落した形態に転化しやすいが、混合政体も腐敗をまぬがれないので、腐敗を防ぐには「市民」の徳を保存しなければならぬという、古典古代、とりわけ、アリストテレスの政治思想に由来するものであった。それが、近代初頭以来の商業の発展に伴って、改めて経済発展に伴う腐敗 (corruption) の問題として取上げられ、「古典的な徳と財産、徳と腐敗との対立に、第三の徳と商業との対立が結合された」⁽²⁴⁾ ことにより、いわゆる「シヴィク・ヒューマニズム」の思想として定式化されることとなったのであった。

古典共和国の復活を理想としたマキアヴェルリから始まったシヴィク・ヒューマニズムの思想が、マキアヴェルリの影響を受けたモンテスキューやルソーをへて、アダム・ファースンや独立前後の合衆国の共和主義に影響する一方、「古典的・ルネサンス的共和主義ないしシヴィク・ヒューマニズムの英国の歴史的・国家体制的範疇への主たる翻案者としてのハリントン (James Harrington, 1611-77)」⁽²⁵⁾ に代表されるジョン・ミルトン、マーヴェル (Marvell)、ネーヴィル (Henry Neville)、シドニー (Algernon Sidney) 等の共和国人の第一世代や、モレスワース (Robert Molesworth)、フレッチャー、トーランド (John Toland) 等の新ハリントン主義者たちにまで広く国際的に受容された一つの共通の背景はそこにある。問題は、そうしたシヴィクの思想伝統が、「1698-1714 年に、ジョン・ポコックの教えるように、フレッチャー的なスコットランドの合邦反対論やウィッグ共和国人やカントリー党反対派と共に復活した」⁽²⁶⁾ だけでなく、カーマイケル、ハチスン、ターンブルらのスコットランド啓蒙の第一世代からヒューム、スミスらの啓蒙の哲学者やジョン・ミラー、ケイムズ卿にまで及んでいた点にある。マキアヴェルリからはじまった「シヴィク伝統」が、18 世紀のスコットランド啓蒙思想の共通の枠組をなすものとして大きく注目されてきた理由はそこにある。今日のスコットランド研究の隆盛も、ポコックの提出したシヴィク・パラダイムに対する関心に基づくところが大であることは明らかである。

(2) シヴィク伝統とは、「公共生活への全市民の自由な参加」のための“正規の政体” (regular constitution) と“民兵”と“参加”の“徳”，それを台無しにする“腐敗”を強調する思想伝統であるが⁽²⁷⁾、シヴィクの本質は、「個人が市民として行為する場合にのみ自己完成に向っての個人の成長が、可能になる」⁽²⁸⁾ とのポリス思想にある。それは、「人間の人格は、政治的動物 (zoon politikon) のそれであり、積極的な徳としての市民権 (citizenship) の実践を通してのみ十分に表現される」⁽²⁹⁾ という、古代のポリス的人間像に立脚するものであった。「正義や法の支配も」徳なしには「国家の腐敗を防ぎえない」⁽³⁰⁾ というモンテスキューやハリントン、さらにはハチスンらのすぐれてモラルな政治観も、こうしたポリスの社会観に対応するものであったのであるが、シヴィクの特徴は、こうした道徳的政府 (moral government) の実現を妨げる奢侈 ⇒ 腐敗の解毒剤として、公共精神、徳の実現、そのための公共参加、武勇の精神、立法者等の観念が重視されている点にある。vivere civile, virtus, regular constitution, luxuries, corruption, militia, legislator⁽³¹⁾ 等の用語が、シヴィクの鍵用語をなす所以はそこにある。

(3) 18 世紀のスコットランド思想は、大なり小なりこうしたシヴィク観念に立脚するものとして、フレッチャーの思想に最も典型的に表現されていたように、社会の商業化＝(さらには重商主義的な) 経済発展の必然的帰結としての奢侈 ⇒ 腐敗 ⇒ 常備軍 ⇒ 専制の危険に対し、土地均分法

(Agrarian Law) と民兵によるシヴィック(公民)的徳性の再建を通して、商業化のもたらす富と徳性の矛盾を克服しようとしたのであった。18世紀のスコットランドにおいて民兵論が不変の中心主題をなしていた理由の一つはそこにあるが⁽³²⁾、シヴィック思想の基本的難点は、商業社会の生み出す富と徳性の矛盾をハリントンの農本モデル(agrarian model)によって解決しようとした点にある⁽³³⁾。ヒュームやスミスが強調したような「奢侈」や「商業」のもつ意義に対する認識がみられず、「平等」の経済的効果に何らの疑問がもたれていないのも、同じようなシヴィックの弱点と考えられるが、こうしたシヴィックの反近代性を最も端的に象徴しているのは、シヴィックには新しい商業社会関係が要請する法的な権利・自由ないし所有観念が基本的に欠落している点である。法学の基礎概念は「権利と所有(jus et dominium)」で、権利は所有にかかわるが、シヴィックのいう市民の権利ないし自由は、公共生活へ「参加する政治的自由」で、「権威からの個人的・法的自由」ではない⁽³⁴⁾。シヴィックの基本概念は、徳(virtus)で、シヴィックは、個人の権利主張ではなく、公共生活への参加のうちに共同体の一員としての個人の徳の完成＝自由の実現をみていたのである。このような自由概念が法的でないことは明らかである。シヴィックには近代の商業社会関係の要請する個人的権利・自由・所有の観念、換言すれば、「事物や他人に対する権利(jus)と所有権(dominium)」⁽³⁵⁾の観念が基本的に欠落していたのである。「マキアヴェルリ、グイチャルディーニやハリントンの法学的な用語法や仮定を見出しにくい」⁽³⁶⁾のも、この事実に対応する。ハリントンやハチスンやモンテスキューが所有権を認めたのは、第一義的にはあくまでも「それが市民権の自由な行使に必要な物質的独立を授与するため」⁽³⁷⁾でしかなかったのである。シヴィックが既述のように「正義も法の支配も」徳なしには「国家の腐敗を防ぎえない」と考えていたのも、このような非法学的な思想伝統に立脚していたためであったといえよう。

(4) シヴィック思想は個人的な権利(Right)の観念に立脚する法学の伝統とは基本的に相容れない古典的な共同体思想に立脚するものであったのであるが、こうした反法学的なシヴィック思想が18世紀ブリテンの政治状況の中で大きな意味をもったのは、ポコックのいうように、「それがウィッグ寡頭独裁批判の様式として使われた」⁽³⁸⁾ためである。ウィッグ政体は、トレードの拡大と軍事力増大のための公債体制と政治的パトロン制度と、スコットランドを英国議会寡頭制の従属下に置くことを可能にした合邦による大ブリテン王国を確立したが、シヴィックが「徳と商業との緊張」を強調したのは、この現実を批判するためであった。ウィッグ重商主義とウォルポールの財政システムの批判者たちは、ウィッグ政体下での商業の発展は寡頭独裁的でしかなく、従属を拡大するものにすぎないことをみていたのである。シヴィック思想がコート(ウォルポール)に対するカントリー(ボリングブロック)イデオロギーとして機能し、「急進・真正ウィッグ」がシヴィックであった理由はそこにある⁽³⁹⁾。ウィッグ体制の批判者たちはシヴィック論理でイングランド重商主義の支配に対抗しようとしたのであるが、シヴィック思想がスコットランドでとくに強く支持されたのは、上述のようなウィッグ重商主義体制の下で「フレッチャーの恐れていた害悪のいくつかが“不平等”合邦の帰結として生まれた」⁽⁴⁰⁾ために他ならない。シヴィックがハリントンの農本主義に注目し、「古典的市民理想を主張し」⁽⁴¹⁾たのも、こうしたウィッグ商業主義の帰結に危機を感じたためであったといえるであろう。

シヴィック思想は、このように18世紀の政治動態の中でウィッグ寡頭独裁貿易論のもたらす“従属”拡大批判のための体制批判イデオロギーとして登場したものであった。シヴィックが法学思想(自然法＝市民社会論)とちがって、後進的・反体制論的性格をもち、後進国スコットランドで花開いた所以はそこにあるが、それはウィッグ重商主義の先進エゴに対するそれなりに正しい批判を含む

ものであったといえるであろう。問題は、こうした古典的な共同体思想に立脚した農本的な、反法学的なシヴィク概念では、合邦後のスコットランド社会が当面していた商業化の現実の下での経済発展の要請に十分に対応しえない点にある。

III スコットランド啓蒙思想の課題と特色

(1) 1730年代から顕在化しはじめたスコットランド「啓蒙」思想の課題は、一言でいえば、こうした合邦以降の商業社会化の現実の中で、商業化の不可避性と経済発展のための封建制打破の必要性を認めながら、フレッチャー以来のシヴィクの提出した「富と徳性」の緊張(矛盾)の問題にどのようにしてより前向きの応答をするかという点にあったといえるであろう。「18世紀全体にわたって、どうしたら都市の商業社会の個人が、自由で、有徳な、とりわけ腐敗しない市民たりうるかを説明しようとする試みがたえまなく行われた証拠がある」⁽⁴²⁾といわれる所以はそこにある。18世紀スコットランドにおいて「商業と自由をめぐる主題」がヒューム、ケイムズ、ファーガソン、スミス、W. ロバートソン、J. ミラー等のスコットランド啓蒙思想家の市民社会論の共通のライトモチーフとなり⁽⁴³⁾、「ポリスの代りに洗練 (politeness)、オイコスの代りに経済が代置され、古典的市民の代りに……ホモファーベルとメルカトル(商人)が現われた」⁽⁴⁴⁾のも、同じような時代背景に基づくものであった。こうした傾向は、もとよりスコットランドのみの特殊現象ではなく、「アディソン、スウィフト、ポープ、ジョンソン等のオーガスタン時代の文学者たち」⁽⁴⁵⁾や、モンテスキューその他のフランス思想の共通主題でもあったが、スコットランドの啓蒙思想家たちは、こうした時代思潮の下で、富と徳性との緊張を解決するため、「経済的な改良と同時に道徳的な改良をも」⁽⁴⁶⁾実現するという二重の課題に取り組むこととなったのであった。そうした共通関心の下に当時のスコットランド人が教会や大学やクラブその他で行ったさまざまな活動が、大なり小なりすべて今日「スコットランド啓蒙」という言葉で総称されるスコットランドの啓蒙・近代化のための思想運動の一部をなしていることはいうまでもない。30年代以降の啓蒙思想家たちが徐々に批判・克服の対象とするに至ったシヴィク・ヒューマニズムの思想それ自体が、富と徳性との緊張解決のためそれなりに経済的・道徳的改良を意図していた限り、スコットランド啓蒙の一翼を担うものとして、「啓蒙」と無差別に考えられてきた所以もそこにある。しかし、30年代以降のスコットランド啓蒙の真の特色は、あくまでも上述のごとき社会の商業化の現実の中で、それに伴う時代の要請により前向きに答えるために、古いシヴィクの公民社会論に代る新しい市民社会の倫理と論理の構築の必要に迫られていた点にある。

(2) 18世紀の「スコットランド社会思想が……シヴィク[公民]的徳の実践と一体化された古典的な人格理想に対するイデオロギー的代替物として現われた」⁽⁴⁷⁾といわれる根拠はそこにある。その代表者としてのヒュームやスミスが行ったことは、こうした時代背景の下で、社会の商業化に伴う政治制度と経済発展との緊張(摩擦)を農本的なシヴィク(公民社会)・モデルに代る新しい市民社会モデルで解決することであった。ポコックの言葉を借りていえば、「われわれは、スコットランド思想をこのようにシヴィク・ヒューマニズムのパラダイムに対する応答と考えるとき、アダム・スミスが『道徳感情論』から『国富論』へどのように移ったかについても、より十分な理解をうる」⁽⁴⁷⁾ことができることになることであろう。スミスの社会科学は、一言でいえば、シヴィクに対する「解答」であり、^{リブライ}『国富論』の経済学は、後向きの重商主義批判者としてのシヴィクに対する「返答」^{リブライ}として生誕したものであったのである⁽⁴⁹⁾。その次第は、のちに詳しく論証するように、『国

富論』の主題が『法学講義』『正義』論におけるシヴィクの平等・奢侈観とその対極をなす重商主義的独占・特権の両面批判の論理の理論的論証であった点にも示されているが、こうした新しい市民社会理論形成の媒体としてヒュームやスミスに理論的武器を提供したのは、グロティウス以来の近代自然法の伝統、とりわけ、プーフENDORFとロックであった。

スコットランド啓蒙の社会理論の母体をなしたのは、グロティウス以来の近代自然法の伝統であったのであるが、自然法がこうした機能を果したのには、それが法的な権利＝所有の原理に立脚するものとして、社会の商業化の要請に答える論理としての構造をもっていたためであった。これに対し、ポコックによって定式化されたシヴィク・パラダイムは、18世紀スコットランド思想と、その中から成立した社会科学の主題と文脈・用語・読者を理解する上で不可欠の役割を果しはしたが⁽⁵⁰⁾、哲学や法学のようにスコットランド啓蒙思想とその一つの帰結としての経済学の“生誕”の秘密とその内実を解き明かすための「本街道 (high road)」をなすものではなく、ポコック自身が認めているように、せいぜいそのための「トンネル掘りにたとえられる」「坑道史」⁽⁵¹⁾としての意義をもつものにすぎないものでしかなかったのである。ポコックやウィンチその他のシヴィク派の研究者が、18世紀スコットランド思想研究におけるシヴィク・パラダイムの意義を強調しながら、一様に経済学の生誕の問題に沈黙し、スミスがなぜ経済学を構築したのか、スミスだけがなぜ経済学を生誕させたのかに答ええない根本の原因はそこにあるといえるであろう。

しかし、18世紀スコットランド啓蒙思想の意義と特色は、社会の商業化の要請に答えるための論理としての自然法を導入した点それ自体にあったのではない。フレッチャーその他のシヴィクの提出した「富と徳」の緊張問題への対応を迫られたスコットランド啓蒙思想の真の特色は、市民社会の論理としての17世紀以来の近代自然法の論理を道徳哲学化することによって⁽⁵²⁾、「富と徳性」問題に回答しようとした点にある。これこそ商業化の渦中にあったスコットランド「啓蒙」の真の中心主題をなすものであったが、この課題に対する啓蒙思想家の対応の仕方には二つの対極的な道があったようにみえる。教会内の穏健派知識人や常識哲学者その他の多数派と、ヒュームとスミスのそれである。

(3) 穏健派知識人の一員であったファーガスンや、ケイムズとリードに代表される常識哲学者その他の多数派の道徳哲学の共通の特色は、フレッチャーと同じように富(Wealth)より徳(Virtue)を重視し、道徳哲学で経済問題に対処しようとした点にある。彼らがほぼ一様にハチスンの仁愛論を採用し、配分的正義の政策的実現を意図していたのはそのためであるが、18世紀中葉の啓蒙思想家は、文明(商業社会)化の歴史的必然性をそれなりに認めた上で、その現実に対処しようとする傾向を強めていたようにみえる。

たとえば、アダム・ファーガスンは、56年の「民兵論」で、フレッチャーに従って、領主一家臣関係に立脚していた民兵制度が通用しなくなった時代の変化を指摘しているだけでなく、そうした時代の変化をもたらした商業の誇るべき成果を積極的に承認することから筆をときおこしている。彼は、「商業が富を増大し、富が大々的に卓越と名誉の印となった」⁽⁵³⁾時代の趨勢をはっきりと肯定していたのであるが、同時に、そうしたアーツと商業の発展に伴う生活様式の変化が、民兵を困難ならしめるだけでなく、武勇を軽視して、「トレードと製造業だけがわが国では唯一必要な事柄であるとの意見」⁽⁵⁴⁾すら生み出すに至った次第をみていたのである。ファーガスンは、こうした現実認識から商業と防衛のジレンマを解決し、「軍事精神と世俗的・商業政策とを適合させる」⁽⁵⁵⁾方法として、労働者階級と民兵奉仕の担い手としての自由土地保有者層との機能の分割を説くこととなったのであった。彼が民兵奉仕を自由土地保有者を主体とした自由民に制限して、「小屋住み農や、

日雇労働者や奉公人たちはすべて除外した」⁽⁵⁶⁾のは、そのためであった。

ファーガスンは、1767年に公刊された彼の主著『市民社会史論』でも同様に、ロバートソンの指摘するように、未開から文明への移行に伴う分業の発展が、中産階級の価値を改善する次第をはっきり承認しながら、同時に、それが「政府の世俗的機能と軍事的機能の分割」⁽⁵⁷⁾に伴う市民の道徳的腐敗をもたらすことから、商人階級と統治階級の機能の分離と、上級身分による軍事訓練の必要を強調している。

このようなファーガスンの見解が、商業化の意義と必然性・その帰結をはっきりと認めた上で、富と徳の両立を意図したものであることは明らかである。しかし、ファーガスンがこれらの論考で展開した商人(労働者)と市民の機能分担論は、必ずしもフレッチャーの提出した「富と徳性」問題に答えるものではなく、逆に奉公人に労働を行わせ、市民階級に軍事訓練を課すことによって富と徳の両立を図ろうとしたフレッチャー的なシヴィック民兵論の伝統を復活させたものにすぎない。彼がスパルタの例を市民社会に妥当させようとしていたこともその一つの証左である。こうしたファーガスン思想の実態は、彼がヒュームの道徳的楽観主義に反対し、「戦時には人口や資源の多さが有利になるが、にもかかわらず、国の力は、富や人民の数の多さからではなく、国民の道徳的性格から引き出される」ものであり、「徳性こそ国の力の不可欠な構成要素である」⁽⁵⁸⁾としていたことにも示されているといえよう。ファーガスンは、18世紀中葉の市民社会思想家として文明化の歴史的必然性をはっきりと承認しながらも、いまだヒュームやスミスのように中産階級における富と徳性の両立の可能性を信じることができなかったため、フレッチャーの提出した問題に超越的な道徳主義で対処する他なかったのである。

法学を欠如していたマキアヴェルリやフレッチャーとちがって、近代自然法の論理に基づく道徳哲学の構築を意図しながら、なおかつ「正義」の問題を「仁愛」原理で解こうとしていたハチスンや、コモン・ローの商業社会的改革を主題としながら奢侈に否定的な態度をとっていたケイムズやミラーの道徳哲学も、本質的にはファーガスンと同じような道徳主義に立脚するものであったといえるであろう。

(4) こうした多数派の道徳哲学に対し、ハチスン道徳哲学の批判的継承を意図したヒュームとスミスは、シヴィックの仁愛市民社会論と異なる交換的正義論を市民社会の原理とし、商業が自由と徳性をもたらす富＝徳の可能性を社会科学的に論証することによって、経済学の生誕への道を拓くこととなったのであった。ヒュームとスミスは、穏健派知識人や常識哲学者その他の大多数の道徳哲学者たちとちがって、商業社会の問題をより社会科学的に解明することによって、富と徳の矛盾を社会科学の論理で解決しようとしたのであるが、こうしたヒュームとスミスの接近がスコットランド啓蒙思想全体の展開過程の中でどのような位置を占めるかは大きな問題であり、ましてや、それをスコットランド啓蒙の必然的帰結とみることにはより以上に異論があることであろう。スコットランド啓蒙の主流をなしたのは穏健派知識人で、その最後の代表者は常識哲学者たちであった。しかし、そのことは、必ずしも少数派のヒュームやスミスがスコットランド啓蒙の思想運動の中では異端であったことを意味するものではない。ヒュームとスミスも、フレッチャーが提出した問題をファーガスンその他と同様、正面から受けとめながら、その課題に答えるための解答の探求の過程で啓蒙の社会科学を生誕に導いたのであるが、こうした結論のちがいが生まれた根本原因は、自然法の道徳哲学化の武器としての「道徳感覚」の受容の仕方が、ヒューム・スミスとそれ以外の思想家とではちがっていた点にあったように思われる。しかし、こうした経済学の生誕の鍵をなす主題を理解するためにも、われわれはまずスコットランド「啓蒙」の基調をなしたスコットランドに

おける自然法学の系譜を知らねばならない。

IV 自然法学の系譜

(1) スコットランドの法学者たち

(1) これまでのスコットランド啓蒙研究ではシヴィック・パラダイムに関心が集中し、スコットランド啓蒙における自然法の系譜は明らかにされていない。D. フォーブズの言葉を借りていえば、「スコットランド啓蒙では自然法はドック入りしていて……視界から見えない嫌いがあった」⁽⁵⁹⁾のである。「アダム・スミス思想の非体系性を強調することを好む人が出る」理由もそこにあるが、スミスが「意図していた自然法学の体系の光りに照らしてみれば、スミスの思想は、意識的に非体系的であるというよりもむしろ断片的であるという方がよい」⁽⁶⁰⁾ことが分かるであろう。これまでの研究史には「初期自然法思想家の世俗性を誇張し、その経験性を否認する傾きがあった」⁽⁶¹⁾が、私がかつて論証の主題とし、フォーブズその他の最近の西欧文献でも指摘されているように⁽⁶²⁾、18世紀思想は、「自然法の先祖から伝えられた“経験的”伝統をより精密に経験的たらしめる試みであったという方がより正しい」⁽⁶³⁾のである。とりわけ、「18世紀のスコットランドほど17世紀自然法の諸テキストが多くの関心をもって受容された地域はどこにもなく、フランシス・ハチスンもデヴィッド・ヒュームも、トマス・リードもケイムズ卿もアダム・スミスもみな、所有権の本性や、所有権や平和、繁栄、自由と徳性との関係に関する自らの理論を展開するために自然法の伝統を使い、その方法に従っていた」⁽⁶⁴⁾のであった。スコットランドにおける「社会科学への新しい関心は、自然法を葬り去ろうとする願望よりも、それを近代化し、救い出そうとする願望に発していた」⁽⁶⁵⁾であり、「グロティウスとプーフENDORFとその信奉者たちの自然法は、実際にはスコットランド啓蒙の社会理論の母体であった」⁽⁶⁶⁾のである。アダム・スミスの思想体系が、のちに本論で詳しく論証するように、「スコットランド啓蒙が受け容れていたそれまでの自然法学との完全な断絶であるよりも、むしろ、それをはるかに徹底的に洗練した形で継続したもの」に他ならず、「文明進歩に関するスミスの段階理論も、特定環境への自然法原理の適用問題の単純化〔私のいう特定自然法の展開〕とみられうる」⁽⁶¹⁾ことも、この事実を確認するものといえよう。

(2) スミスに集約されるスコットランド啓蒙の社会科学の中心主題は、一言でいえば、自然法の経験(主体)化にあったのであるが、その出発点をなしたのは、サミュエル・プーフENDORFの自然法学である。しかし、プーフENDORFの『義務論』がアリストテレスやヘンリ・モアに代って道徳哲学の指定テキストとして使われるようになったのは、名誉革命以後のことで⁽⁶⁸⁾、スコットランドの法学者たちは、それ以前からローマ法の強い影響下にあったのであった。スコットランドには、クレイグのいうように、イングランドその他とちがって、固有の「成文法が著しく不足していたため、いろいろな問題について自然にローマの市民法に従う」⁽⁶⁹⁾場合が多かったのであるが、スコットランドにローマ法が組織的に導入されるようになったのは、P. スタインによれば、1532年以降のことで、それまではカノン法の力を借りた「ローマ法化されたカノン法の訴訟手続き」に従っていたのが、以後はカノン法を媒介にした間接的な形より、ローマ法から直接スコットランド法に組み入れられる場合が多くなった⁽⁷⁰⁾とのことである。

ローマ法の導入によってスコットランドの法律に最初に原理的な基礎付けを与えたのは、クレイグ(Thomas Craig, 1538-1608)の『封建法』(*Jus Feudale*, 1655, 執筆は1603年頃)である。彼は

「ばらばらな封建法を一つの調和のとれた全体にまとめるモルタル」⁽⁷¹⁾にローマ法を使ったが、その趣旨にそってスコッツ法の統一をしたのがステア (James Dalrymple, Lord Stair, 1619-95) と、マッケンジー (George Mackenzie, 1636-91) である⁽⁷²⁾。ステアは、自然法学者として自然的秩序の存在を信じ、「法は“理性の命令”である」⁽⁷³⁾と考えていたが、ローマ法の衡平性にローマ法に依拠する根拠を求める一方⁽⁷⁴⁾、「有名な“四段階”理論」の先駆的な思想を展開していた⁽⁷⁵⁾ことが注目される。同様に、ローマ法のスコットランド化に貢献したアースキン⁽⁷⁶⁾ (John Erskine, 1695-1768) にも、純粋な自然状態に適用される第一自然法と、所有権のような国家の成員に適用される後天的外発的な第二自然法との区別に基づく所有権の歴史性認識がみられるが⁽⁷⁷⁾、彼らは契約遵守の義務を神聖視する一方で、所有権を公共の利害に基づく制限に従属させる自然法の伝統に従っていたのである。

ローマ法の多くの規則は、これらの法学者の力でスコットランド法に合体されたが、ローマ法が一般的に適用されたのは、先占 (occupatio)、添付 (accessio)、譲渡 (traditio)、混和 (commixtio) 等の動産と契約に関する法律で、土地は封建法によった。しかし、不動産についても、封建的権利と関係がないものについては、ローマ法が一般原理とされた⁽⁷⁸⁾。スコットランド法は、「その元になったローマの諸制度に関する知識なしには十分には理解しえない」といわれるほど「歴然とローマ法の特徴を備えていた」⁽⁷⁹⁾のであるが、これらのローマ化されたスコットランド法が英法と共にケイムズの法学やスミスの『法学講義』の議論の一つのベースになっていることは明らかである。

これらの法学者も、哲学者たちと同様、グロティウス、プーフェンドルフ、カンバーランド (Richard Cumberland, 1631-1718) を大量に引用していたが、双方の間には接触がなく、「ハチスンとヒュームは、アースキンが彼らのことを知らなかったように、ステアのことを知らないようにみえる」⁽⁸⁰⁾とのことである。この二つの潮流を合致させたのは、スコットランド法の原理的改革を意図したケイムズであったが、両者の共通の基盤をなしていたプーフェンドルフをスコットランドに広く紹介することを通して、スコットランド道徳哲学の転換に決定的な役割を果たしたのは、カーマイケル (Gershom Carmichael, 1672-1729) である。

(2) カーマイケル

(1) カーマイケルは、グラスゴウ大学の道徳哲学講座の最初の担当で、ハチスンとスミスの前任者として 1727 年にグラスゴウ大学の道徳哲学教授になったスコットランド哲学の建設者の一人である。彼は、その間、プーフェンドルフの『義務論』を「道徳哲学」の指定テキストとして使用したが、カーマイケルの名を不滅にしたのは、彼がテキストにつけた「序文」と「注記と補遺」である⁽⁸¹⁾。ハチスンはこの注記をテキスト自体よりも価値があるとしていたが、このノートはプーフェンドルフの法学には神学的基礎が欠けていることをきびしく批判したライプニッツに影響されたものであった。プーフェンドルフは、道徳哲学ないし倫理学が自然法学、すなわち、「事物の本性と環境に基づく人間と市民の義務の論証」に他ならないことを明らかにしたが、ライプニッツは、このようなプーフェンドルフの自然法観を人間の行為の外面しかみず、その「動機や意図」をみないものとして批判し、法学は神学と結びつかねばならぬとしたのであった。その線にそってプーフェンドルフの自然法学を再構成したのが、『義務論』を教科書にしたカーマイケルの「道徳哲学」講義である。彼はそこで「道徳哲学は自然神学の上に建設されねばならない」としてデザイン (神の宇宙計画) 論を展開しているが、彼はこの宇宙計画論を物質界よりもむしろ道徳・政治界に適用し、マル

ブランシュに従って、人間は、感情や本能を通して 知覚界と結びつき、「他人の感情を模倣し同感する本能的傾向」によって他人と結びつくが、このような他人と共生する能力は、人間が自ら発明したものではない自然的な本能ないし感情によるものなので、それは摂理に基づいていると考えたのである⁽⁸²⁾。

このカーマイケルの思想は、ハチスン、ターンプル、ケイムズの自然神学、それを支柱とする道德感覚理論の基礎をなすものとして、スミスの自然神学とそれに立脚する『道德感情論』の倫理学を理解する大きな手掛りをなすと考えられるが、このような自然神学を根拠にしたプーフェンドルフ法学の倫理学的とらえ直しの意図が、後述のハチスン、ターンプル、ケイムズ、スミスらの道德哲学(自然神学を基底にした自然法学の内面主体化)の契機をなすものとなったのであった。プーフェンドルフの『義務論』のカーマイケル版が注目される所以はそこにあるが、彼の意義は、たんにこうした形でスコットランドにおける自然法学の導入と、その道德哲学化の基礎を築いた点にのみあったのではない。

(2) カーマイケルの所有権論と統治論は、ハチスンのそれと同様、プーフェンドルフの法学にロックの政治論を結合させたものであるが、彼はプーフェンドルフが「消極的共有」論の上に「同意」を導く矛盾をみ、ロックの労働所有論の正しさをはっきりと認識していたのであった。ハチスンやターンプル、ヒュームらが「先占 (occupation)」の理論として描いたのは、この労働所有理論であり、「アダム・スミスやヘンリ・ヒュームその他の人びとが、これまで 未占有の世界を人びとが占有しはじめたとき、どのような種類の労働、どんな仕事 (occupation) に従事していただろうかを問うた」⁽⁸³⁾ のも、そのためであった。18 世紀のスコットランド人たちは、カーマイケルを通してロックの所有論を学んでいたのであるが⁽⁸⁴⁾、カーマイケルはこのような所有権論の上に政府論を展開していただけでなく、プーフェンドルフの契約説の虚構性に対する批判に答えて、所有権と支配権を区別し、ロック的な所有権論を基軸にした政治社会起源論を展開しさえしていたのである⁽⁸⁵⁾。

カーマイケルは、プーフェンドルフとロックに代表される近代自然法の伝統をスコットランドに伝える上で決定的な役割を果たしていたのであるが、こうした形で紹介されたプーフェンドルフとロックの思想をベースにしながら、カーマイケルのノートの線を発展させることによって、18 世紀の道德哲学に新たな道を切り拓いたのが、スミスの師フランシス・ハチスン (Francis Hutcheson, 1694-1746) である。

(3) ハ チ ス ン

(1) ハチスンは、一般に「道德感覚」理論の創始者として知られ、研究もその方面に集中しているが、当時のヨーロッパでハチスンが注目されたのは、一般的には道德哲学よりもむしろ政治学の領域においてであったといわれる⁽⁸⁶⁾。キャロライン・ロビンスは、そうしたハチスン思想の政治学的意義を強調して、「18 世紀思想に対するハチスンの最も独自の貢献は、疑いもなく政治学の領域においてなされた」⁽⁸⁷⁾ ものであるとのべている。この解釈はかなり一面的であるといわざるをえないが、ハチスンの同僚であったリーチマンも、ハチスンの『道德哲学体系』の「序文」の中で「彼が毎年講義の中で政府の起源を説明し、そのさまざまな形態を比較するさいに、人類の幸福に対する市民的・宗教的自由の重要性を説くことに……特別の関心を払っていた」⁽⁸⁸⁾ 次第を強調している。ハチスンは、その人生の前半をアイルランドで過ごし、後半をスコットランドに捧げた人間として、当時のスコットランドやアイルランドの現実に深い関心を持ち、祖国の現状を「改善 (improve)」

するための「世俗権力に関する最良の設計図を考案すること」⁽⁸⁹⁾を『道徳哲学体系』の主題としていたのである。彼が、契約説や抵抗権説を主張し、奴隷制をきびしく批判していただけでなく⁽⁹⁰⁾、議会改革提案や長子相続制度の廃止を主張していた理由もそこにある。彼は、ロビンスのいう「急進・真正ウィッグ」として、自由と独立に深い関心をもっていたのであるが、こうした急進ウィッグとしてのハチスン政治論の一つの特色は、そのシヴィック性にある。

(2) ハチスン思想のシヴィック性は、彼がハリントンの権力と所有のバランス論に立脚する道徳的政治観を展開している点に最も端的に示されている⁽⁹¹⁾。彼が、政府だけが大社会の「安逸と富と奢侈のもとたらず腐敗」を防ぐことができるとして⁽⁹²⁾、政府形成の誘因を「人びとの恐れる侵害に対する防衛の獲得と、大衆の協力による全般的幸福の増進」⁽⁹³⁾に求めていたのも、同じような考え方に基づくものに他ならない。ハチスンは、商業社会の「富と奢侈」のもとたらず不平等と腐敗に対し、政府の力による腐敗の矯正と配分的正義の実現を考えていたため、政府の任務を侵害防止(交換的正義の維持)に限定することなく、全般的福祉の増進(配分的正義の実現)をもそれに含め、「賢明な法律は、マナーを文明化し、人びとの気質を改善して有徳ならしめさえする」⁽⁹⁴⁾と考えていたのである。彼が、その道徳哲学体系の中で、すぐれてシヴィック的な奢侈⇒腐敗論や⁽⁹⁵⁾、「少数者の手中への富の不適切な増大を妨げるような土地均分法(Agrarian Laws)」⁽⁹⁶⁾提案、さらには、シヴィック的な「立法者」⁽⁹⁷⁾論や民兵教育論⁽⁹⁸⁾を展開していたのも、この事実に対応するものといえるであろう。「あらゆる法の目的は、一般的善と人民の幸福にあるが、それは主として彼らの徳性に依存しているので、立法者は、あらゆる正当で効果的な方法によって、徳の真の原理を増進させることを職務とすることにより、人びとがあらゆる尽力(good offices)をつくし、それぞれの地位で彼らに託された信託に忠実であるようにするために、彼らを敬神と同胞に対する正しく平和的で親切的な性向に導かなければならない。犯罪が犯されたときにそれを罰するだけでは貧しい治政(poor policy)にすぎず、貴族のなすべき職務(noble art)は、悪を防ぎ、そのような情念を規制し、悪徳に走るもののうちに大きな幸せがあるという誤った考えを矯正するような教育や指導や訓練をあらかじめ工夫することである」⁽⁹⁹⁾という彼の言葉は、こうしたハチスンの考え方を象徴したものに他ならない。彼が無記名投票(ballot)や順番制による人民参加を柱とする議会改革論を展開していたのも、モレスワースかハリントンの影響によるものであった⁽¹⁰⁰⁾ことが注意される要がある。彼は、シヴィックの伝統に従って、「人類の腐敗は、市民政体をより必要ならしめるようにみえる」⁽¹⁰¹⁾として、富と奢侈のもとたらず腐敗を防ぐための「政治体制の適切な設計図(good plan of polity)」ないし「世俗権力に関する最良の設計図(best plans of civil power)」⁽¹⁰²⁾を構想していたのである。

(3) しかし、ハチスン思想の意義と特色は、彼がこうしたシヴィック的な moral government 論を展開する一方で、プーフエンドルフとロックの自然法を基軸にした近代的な political government 観に立脚する新しい市民社会の倫理と論理を手探りしていた点にある。彼が、その道徳哲学体系の第二巻で、のちに詳しく論証するように、プーフエンドルフに従って、正義の対象としての「完全権(perfect Right)」と仁愛の対象としての「不完全権(imperfect Right)」とを区別する⁽¹⁰³⁾一方、ロック的な労働所有原理に基づく近代的な所有権の基礎付けの上に、スミスの『法学講義』の基礎をなした自然法学体系を展開していたのが、その何よりの証左である。ハチスンは、少数者の手中への富の集中に反対し、「多数の人民の自由と安全は、少数の家族の快樂とはそれが無害なものでも決して秤にかけられてはならない」⁽¹⁰⁴⁾としていたが、そのことは必ずしも所有権に対する生存権原理の優先を意味するものではなく、彼は「完全無制限な所有権」をそれなりに承認していたのである⁽¹⁰⁵⁾。

このようなハチスンの思想は、彼が合邦以来のグラスゴウの繁栄に象徴される商業化の意義と必然性をはっきりと承認した上で、それに見合った近代^{ライイト}法[＝]法の理論を近代自然法の論理に従って展開しようとしていたことを示すものに他ならない。ウィンチが、ハチスンの意義を、彼がシヴィックでありながら、同時に、自然法の伝統にも属していたという、二つのパラダイムを体現した希有な例である点に求めたのは⁽¹⁰⁶⁾、こうしたハチスン思想の両極性をついたものといえないことはない。しかし、ハチスンの意義は、彼がウィンチのいうようにシヴィックと自然法の二つのパラダイムを一身に体現していた点それ自体にあったのではない。

(4) ハチスン思想の本当の意義と特色は、のちに別稿で詳しく論証するように、彼が近代自然法の論理を道徳^{モラル}感覚理論によって経験主体化することによって新しい市民社会の道徳哲学を構築しようとした点にある。「ハチスンがスコットランド啓蒙の“父”として一般に認められ」⁽¹⁰⁷⁾、ターンプルと共に、自然法の経験的伝統の経験化の担い手の一人であった⁽¹⁰⁸⁾とされる理由もそこにある。こうした道徳感覚原理に基づく自然法の経験主体化とそれによる新しい道徳哲学の展開の努力こそ、「デヴィッド・ヒュームの注意を喚起した哲学の新しい方向」としての「倫理学の分野への経験的方法の適用」⁽¹⁰⁹⁾の道を拓いたものとして、ヒューム、ケイムズ、スミスらのスコットランド啓蒙思想の共通の基底をなすものとなったのであった。スミスの自然法学理解にプーフENDルフロックーハチスンの線が大きく注目さるべき根拠もそこにある。ハチスンは、ハリントンやイングランドの共和主義思想の伝達者であったモールスワースからつよいイデオロギー的影響を受けながらも、理論的にはグロティウス、プーフENDルフ、ハイネキウス (Johann Heineccius, J. G., 1681-1741) やカンバーランドらと、ロックとシャフツベリの影響下に自然法学の道徳感覚主体化を主題としていたのである⁽¹¹⁰⁾。

これまでの西欧のスコットランド研究においては、ロビンスの先駆的業績にもかかわらず、一というより、正しくはロビンスがハチスン思想の政治性を一面的に強調したため—ハチスン自然法学の研究はようやくその緒についたばかりで、『富と徳性』にはハチスン論はなく、『アダム・スミスの政治学』でハチスンスミス関係にいち早く注目したウィンチも、ハチスンの「道徳感覚」理論がハチスンスミス関係の根幹をなしている次第はみていないが⁽¹¹¹⁾、ハチスンが創始した道徳感覚(感情)原理に基づく自然法学の展開こそ、後述のごとく『道徳感情論』から『法学講義』をへて『国富論』に至るスミスの社会科学体系を理解する上での最大の鍵をなしている次第が大きく注目される要がある。

(5) 問題は、彼がこうした形で自然法の道徳感覚化による新しい市民社会の道徳哲学の構築を意図していたにもかかわらず、いまだヒュームやスミスのように(道徳)感覚原理に基づく自然法の法則性を認識しえなかったため、市民社会の矛盾の解決をシヴィック論理に求めざるをえなかった点にある。彼が『体系』の第2編で前述のような自然法論を展開しながら、同じ『体系』の第3編の「市民政体」論では、既述のように商業＝奢侈のもたらす腐敗の危険を説き、政府の力による徳性の実現を強調した所以はそこにある。彼が、ロック的な所有権原理に立脚する「正義」の法の構築を自然法学の主題とし、「不完全権」と区別された「完全権」を正義＝法＝市民社会の原理としながらも、正義論そのもののものに仁愛原理を導入し、より高次の正義は不完全権を含むとしていたのも、同じ理由に基づくものに他ならない。ハチスンは、商業社会の規制原理を自然法に求めながらも、いまだその法則性を信頼しえず、ましてや、それを現実批判の武器となしえなかったため、自然法の論理にシヴィック論理を混入し、シヴィック論理で自然法＝市民社会の論理の矛盾・限界を揚棄しようとしたのである。「経済と政治の関係に関する彼の論評が、実際上は権力と所有を均衡させるに

は農地均分法が必要であるとする少数のハリントンの命題に限られている」⁽¹¹²⁾ かのごとくみえる理由も、そこにある。

このような論理展開は、ハチスンの思想世界においてはまだ自然法の論理が当時のスコットランドの当面していた実践課題に対する理論的解答たりえなかったため、ライト (Right) の原理に立脚する自然法の世界の統轄者としての政治論の世界にシヴィック的な徳の論理を導入することによって、「富と徳」の問題を解決せざるをえなかったことを示すものといえるであろう。「啓蒙の第一世代の教授たち——カーマイケル、ターンプル、ハチスン——が、彼らの近代化された法学と社会道徳の体系をロックだけでなく、ハリントンとシドニーのような共和主義者や共和国人の作品とも統合させようとした仕方と理由」⁽¹¹³⁾ を理解する一つの鍵はそこにある。ハチスンは、自然法の論理の道德感覚 (経験主体) 化による市民社会の歴史的な分析を意図しながらも、その論理そのものが未成熟で、ヒュームやスミスのように自然法原理を体制批判の歴史理論にまで高めえなかったため、その法学体系の中にシヴィック的な moral government 論を導入し、シヴィック論理で市民社会の問題をとく他なかったのである。ハチスンの道徳哲学体系の中核をなす自然法学が、当時のスコットランドの現実に対する実践性をもたぬ抽象論理でしかなく、彼が道徳哲学者として実践的な政策提案をするときには、シヴィックとして発言していた根本の理由はそこにある。ハチスンは、合邦以後のスコットランドの当面していた課題により前向きに答えるスコットランド啓蒙の基礎を築きながらも、理論そのものが未熟で理論と実践とが分裂していたため、のちのヒュームやスミスのようにフレッチャーの提出した課題に理論的に解答することができずに、当時の人間が当面していた「富と徳性」の両立、そのための経済的・道徳的改良という二重の実践課題にシヴィック的な応答をする他なかったのである。

こうしたハチスンの理論的限界を揚棄してハチスンの開拓した道德感覚原理に基づく自然法の論理によってフレッチャーの提出した問題に解答することが、ハチスンの道德感覚理論の影響下に出発したヒューム、ケイムズ、スミスの共通課題となったのであった。彼らは、ハチスンの市民社会理論から仁愛原理を排除した「正義」論の構築を通して、この課題に接近することになったのであるが⁽¹¹⁴⁾、その第一打者がデヴィッド・ヒュームである。

(4) ヒューム

(1) ヒュームは一般に懐疑主義者として知られ、自然法の存在そのものを否定したかのごとく解されているが、ヒュームも実際にはシャフツベリ以来の反懐疑主義的な道徳的伝統に属するものとして⁽¹¹⁵⁾、シャフツベリが提唱し、ハチスンが理論化した道德感覚原理に基づく自然法の経験主体化を主題としていたのであった。彼はその主題をハチスンの道徳哲学体系の基礎をなしていた「道德感覚」理論の実体性を除去し、その認識機能を継承した同感理論の構築を通して展開したのであるが、こうした認識批判に基づく自然法の歴史的経験化に大きな役割を果たしたのが、ヒュームの神学批判である。

グロティウスとプーフENDORFの自然法観が「神学的假定」に立脚していたことは周知の事実であるが、ヒュームがその思想形成の出発点にしていたハチスンも、「自然法の経験的基礎をなす社会的人間本性」は、神を究極原理とする「より大きな体系 (system) の一部」をなすと考え、「人間本性を“経験的に”研究するということは、実際にはそれを一つの構成された体系ないし全体として研究することに他ならない」⁽¹¹⁶⁾ と考えていたのである。しかし、ヒュームは、こうした「道徳的『ニュートン主義』は真に経験的ではなく、……人間を“体系”として研究するのは、存在 (is)」

と当為（‘ought’）を混同することである⁽¹¹⁷⁾ として、ハチスンにも根強く残存していた自然法の神学的假定を批判することを通して、宗教的假定から自由な科学的・経験的自然法の建設を意図したのであった。ヒュームは、ハチスンの道徳感覚理論から出発しながら、その実体性と形而上学的独断をきびしく批判することによって、「自然法を地上に降ろし」、「人間の社会的本性の観察された事実のうちに自然法のより堅固な真に経験的な基礎を求め」⁽¹¹⁸⁾ ようとしたのである。彼が「高次の正義は不完全義務を含む」と考えていたそれまでの支配的な自然法観における法と倫理の混同を訂す一方、所有権＝正義（道徳）感覚原理に基づいて心理学的に基礎付けたことの背景には、このような宗教批判があったといえるであろう⁽¹¹⁹⁾。

（２）このような『人間本性論』の認識批判とそれに基づく社会理論がスミスの思想に大きな影響を与えていることは明らかであるが、ヒュームは『人間本性論』に続く『道徳・政治試論集』や『政治経済論集』では、こうした認識批判に基づく経験的自然法観をより具体的に展開している。彼はこれらの論考で「自然法」の原理としての「人間の社会的本性（man's social constitution）」の内実を明らかにするため、人間本性の歴史的社会的環境分析を行うことになったが、それがヒュームにおける社会科学の成立を可能ならしめることとなったのであった。

その成果を集約的に示しているのが『政治経済論集』の「商業論」と「奢侈論」に代表される、農―工分業を支柱とする商業自由論である。この商業自由論は、当時の民兵論争を契機とするものとして⁽¹²⁰⁾、商業と奢侈を試金石とする古代と現代の比較・両者の差異の論証を通して、フレッチャー的な経済発展⇒奢侈⇒腐敗⇒常備軍⇒専制のシヴィク・パラダイムに対して社会科学的な解答を与えたものであった⁽¹²¹⁾。たとえば、彼は、『政治経済論集』の第一論文「商業について」で、農業の剰余を奢侈に向けずに大艦隊の建設に使った古代国家の政策の誤りを指摘し、「商業と奢侈」とそれを支える製造業のないところでは、「剰余生産物を自分たちの快楽や虚飾に役立ちうる財貨と交換することが全くできないから、……おのずから安逸の風習がひろまり」、「土地の大部分も未耕のままに放置される」⁽¹²²⁾が、「奢侈の快楽と商業の利益とを知るようになる」と人々は安逸から立ち上り活動的になる⁽¹²³⁾ので、商業や奢侈を否定することが反って人民の幸福に有害になる次第を明らかにしている。第二論文の「奢侈」論（この論文は、60年以降「技術における洗練について」と改題された）では、「経済進歩の社会的・道徳的帰結」がより直接的な主題とされ、技術の洗練やそれに伴う奢侈や商業は自然的に人間を墮落させ尚武の精神を失わせるものではなく、反対に、アーツの進歩と奢侈と商業こそが「イギリスの自由」と繁栄をもたらしただけでなく、人間の「精神と肉体とに新しい力を増し加え」道徳的にも有益な効果をもたらす次第が、具体的に解き明かされている⁽¹²⁴⁾。「奢侈は、道学者が訴えるような人を腐敗させる力をもつものであるどころか、社会のマナーと価値とを積極的に高める」ものであり、「商業とアーツの進歩は、徳性だけでなく自由をも促進する」⁽¹²⁵⁾と、ヒュームは考えていたのである。

このようなヒュームの思想は、彼がシヴィクとちがって「商業と奢侈」が富の増大に役立つだけでなく、道徳的にも有益な効果をもたらすと考えていたことを示しているが、この商業＝自由論がフレッチャー的な「富と徳性」論への応答であることは、「ヒュームがアンドリュウ・フレッチャーが始めたあの初期のスコットランド人の論争の諸段階をたどり直していたとみられうる」⁽¹²⁶⁾ことから傍証される。ヒュームは、フレッチャーの提出したシヴィク・パラダイムに対し、農業剰余⇒奢侈⇒農工分業を核とした市民社会理論を展開することによって、商業と奢侈が経済発展（富裕）だけでなく、自由な政府と人民の道徳的自由をも帰結する次第を論証しようとしたのである。

このようなヒュームの商業自由論がスミスの思想、とりわけ60年代の『法学講義』正義論に大き

な影響を与えていることは明らかである。たとえば、上述の奢侈の経済的効用論や、市民間の平等が逆に「交易と製造業の発展を妨げ、中間層の出現を不可能ならしめる」⁽¹²⁷⁾ 次第を論じた「古代人口論」の議論などが、契約説批判や、権威と功利の原理による王政と民主政の区別などと共に、『法学講義』の思想に影響を与えていることは、両者を対比するとき直ちに明らかにされる事実である。スミスが『法学講義』で展開した古代—現代の環境の差異の歴史的対比による商業と奢侈擁護の視角は、いずれもヒュームから学んだもので、スミスはヒュームから市民社会分析の論理と方法を共に学んでいたのであるが、以上のようなヒュームの歴史社会理論がシヴィク・パラダイムと基本的に相容れないことは、すでに繰返し指摘した通りである。ヒュームは、ハチスンが具体化しえなかった自然法の歴史的経験化による現実分析の徹底を通して、フレッチャーが展開したスコットランド問題のシヴィク的解決の限界を明らかにし、商業社会の現実^{（シヴィク）}に即した新しい市民社会の倫理と論理を構築することによって、当時のスコットランド人の当面していた富と徳性問題にフレッチャーとは別の解答を提出しようとしていたのである。

(3) しかし、ヒュームがこうした問題意識をもっていたということは、必ずしも彼がすでにシヴィクの限界をこえていたことを意味するものではない。彼は、現実の経済社会認識では上述のようにシヴィクの限界をこえた商業＝ゲマインヴェーゼン論を展開していたにもかかわらず、いまだシヴィク伝統から離れえず、スミスのように同感原理に基づく新しい市民社会倫理を構築するに至らなかったため、モラルな理想はシヴィクの伝統概念にとどまっていたのであった。彼が、法学の伝統に基づく「個人的利益追求」の自由を主張する一方で、そのための「法の下での自由 (liberty under the law)」を「シヴィク的な参加の自由を享受するための前提条件である」⁽¹²⁸⁾ と考えていた一つの根拠はそこにある。彼は、J. ロバートソンのいうように、「商業が、長期的には各人が市民の権利義務の物質的・道徳的必要条件を満足させることを可能ならしめるであろう」⁽¹²⁹⁾ として、シヴィク的な市民理想を個人主義的な法理論と両立させようとしていたのである。彼が「幸福に必要な国家における一般的徳性と良き倫理は、どんなに洗練された哲学の教説からも、最もきびしい宗教の命令からさえも決して生まれるものではなく、賢明な法と制度の結果である青年の道德教育に全面的に基づくにちがいない」⁽¹³⁰⁾ としていたのも、同じような考え方によるものに他ならないといえるであろう。彼は、近代自然法学の伝統に従って法の基礎を所有権に求めながら、その一方ではシヴィクの伝統に従って「政府は、社会全体の風紀と品性に全般的責任を果さなければならない」⁽¹³¹⁾ と考えていたのである。

「ヒュームが立法者の職分を高く評価し」⁽¹³²⁾、立法者の手による「完全な共和国についての設計案」を構想していたことも、同様に彼がフレッチャーの継承者としてシヴィク伝統に属していたことを示すものとして注目される。フレッチャーは、既述のように、経済発展と政治制度との矛盾を制度改革によって実現しようとしていたが、ヒュームはフレッチャー的な「良い制度」ないしハチスンの「良い政治体制の設計図 (good plan of polity or, best plans of civil power)」⁽¹³³⁾ の実現を「完全な共和国」構想に託していたのである。この設計案は、ハリントンやフレッチャーのそれとはちがって、進化的 (evolutionary) な現実分析を踏まえたもので、「ハリントンの『オセアナ』を改良する」ことによって、問題を歴史的経験化しようとしたものであった⁽¹³⁴⁾。彼は、「共和国と王国双方の現状に適用可能でありながら、同時に、経済発展の“自然の”要請とも……両立しうる」「商業社会のための政府のモデル形態」を「統治の歴史的経験から抽出」⁽¹³⁵⁾ しようとしていたのであるが、なおかつ、そうした「完全な共和国」についての人工的な設計案を構想していた事実それ自体に「ヒュームの政治的思考が最後までシヴィク伝統の枠組の内部に留まっていた」⁽¹³⁶⁾ といわれ

る所以がある。ヒュームは、合邦以後のスコットランドの当面していた「富と徳性」問題に商業＝自由(富＝徳性)論で答え、政府の形態そのものもすぐれて歴史的・進化的にとらえながらも、経済発展と政治制度との緊張を解決するにはあくまでも制度改革が必要であるとして、フレッチャー的な制度改革による経済発展を志向していたのである。

(4) ヒュームは、フレッチャーに従って制度改革による経済発展を意図していたのであるが、スミスの道徳哲学も、当時のスコットランド社会が当面していた富と徳性問題、ないしそれに集約される経済発展と政治制度との緊張の解決を主題としたものであった。スミスもヒュームと同様、フレッチャーの提起した問題を自らの思想課題としていたのであるが、スミスの場合にはヒュームのような制度改革による理想の人為的実現構想はみられず、市民社会のメカニズム分析による制度批判が主になっている。ヒュームの「完全な共和国」論は、現実の政府批判のための理想の政府構想をしたものであったが、スミスは、のちに詳しく論証するように、四段階分析に基づく制度や慣行・特権の歴史的批判から、その理論的根拠としての経済理論の構築に進んでいったのであった。ヒュームとスミス間の距離がそこにあることは明らかであるが、こうした差異が生まれた一つの原因としては、ヒュームの場合には市民社会の自然法則認識が理論的にはいまだ成立していなかった点が考えられる。その点を典型的に示しているのが、ヒュームにおける同感論と正義論との分裂である。

周知のように、ハチスンの道徳感覚理論を同感論に組みかえたヒュームは、同感をコミュニケーションの原理とし、同感原理に基づく社会理論の展開を意図していたにもかかわらず、所有権の秩序原理である正義は効用に基づくとして、正義論から同感論を排除したのであった。ヒュームは、ハチスンの道徳感覚理論を非実体化したより経験的な社会理論を展開しようとしながらも、社会理論の中核をなす「正義」論では同感原理は妥当しないとしたのであるが、これは、(道徳)感覚原理に基づく社会理論、よりスミスのいえば、同感原理に基づく自然法の社会科学的認識可能性の原理的否定を意味するものに他ならない。彼が正義＝公益(Public Utility)の実現を治政の主題とし、経済進歩のための制度改革を意図したのも、こうしたヒュームの論理に対応するものであったといえるであろう。ヒュームは、スミスに先立ってフレッチャーの提起した「商業社会の道徳問題」の社会科学的分析を志向し、伝統的シヴィク概念を法学の伝統と調和させ、「シヴィク概念の根底的な修正」⁽¹³⁷⁾を行うことによって、新しい市民社会の倫理と論理を構築しようとしたのであるが、彼はスミスとちがっていまだ同感を正義(自然法)の原理とはなしえなかったため、フレッチャー的な制度改革論の枠を完全には克服することができなかったのである。

(5) ヒュームが「シヴィク伝統の限界線に立っている」⁽¹³⁸⁾といわれる根拠はそこにあるが、こうしたヒューム正義論の限界を克服して、啓蒙の第二世代の共通の目標であったハチスン道徳哲学体系批判の課題を完成することが、スミスの思想主題となったのであった。スミスが、のちに詳しく論証するように、ヒュームにおける同感論と正義論との分裂を揚棄した同感原理に基づく正義の自然法の客観的可能性の科学的論証によるシヴィク的徳性主義と重商主義的富裕観との両面批判を『道徳感情論』から『法学講義』をへて『国富論』に至る彼の社会科学体系の中心主題とした理由はそこにある。その成果としての『国富論』の主題も、のちに理論的に論証するように、交換的正義さえ守られれば、社会全体の配分的正義(エクイティ、ないし自然的正義)はおのずから実現される次第を科学的に論証することによって、社会的正義や徳性を犠牲にしてひたすら富のみを追い求める重商主義的富国観と、その批判者としてのシヴィクの提起した「富と徳性」問題に社会科学的に返答する点にあったのであった。スミスの自然法がフランソワ・ケネーやジェームズ・ステュア

ートのそれとちがって「主体的自然法」と呼ばれ、スミスの経済学には人間が生きているといわれる一つの背景もそこにある。この事実、スミスの社会科学が道徳感覚原理による「富と徳性」問題へのリプライである次第を知るとき、より明らかになることであろう。

しかし、スミスにおける経済学の生誕は、ハチスンとヒュームのみを直接の素材・対象にしていたのではない⁽¹³⁹⁾。ハチスン・ヒューム・スミス間には、当時の先行経済学者以外にさらに、ヒュームやスミスと同じくハチスンの「道徳感覚」理論から出発しながら、それを「共通感覚」化することによって、トマス・リードへの道を拓いたケイムズ卿ヘンリ・ヒューム(1696-1782)がいたことが忘れられてはならない。スミスは、ヒュームの懐疑主義とそれを否定したケイムズの常識哲学の両面批判の上に自らの思想を展開したのであるが、ケイムズは、ヒュームにおける同感論と正義論との分裂をいち早く批判する一方、スミスの正義論に具体的な素材を提供した法学者として、スミスの思想形成に大きな役割を果しているの、次に稿を改めて少しく具体的に論及することにしよう⁽¹⁴⁰⁾。

注

- (1) Cf. *A Hotbed of Genius, The Scottish Enlightenment 1730-1790*, ed. by D. Daiches, P. & J. Jones, Edinburgh, 1986, preface.
- (2) Robertson, John: *The Scottish Enlightenment and the Militia Issue*, Edinburgh, 1985, p. 1.
- (3) この論争については、Cf. *Ibid.*, Ch. 2, esp., pp. 41-52.
- (4) *Ibid.*, p. 48.
- (5) フレッチャーの思想に論及した文献としては、Cf. Robbins, C.: *The Eighteenth Century Commonwealthman*, Cambridge, Massachusetts, 1959, pp. 180-184, Pocock, J.G.A.; *The Machiavellian Moment*, Princeton, 1975, pp. 427-36, Robertson, J.: *The Scottish Enlightenment at the limits of the civic tradition*, in *Wealth and Virtue, The Shaping of Political Economy in the Scottish Enlightenment*, ed. by Hont, I. & Ignatieff, M., Cambridge, 1983, pp. 141-151, ditto, *The Scottish Enlightenment & the Militia Issue*, pp. 22-59. 竹本洋, 合邦前のスコットランドの経済と経済思想—A・フレッチャーの社会改革論, アダム・スミスの会報, No. 53, '86・8月
- (6) Robertson: *The Scottish Enlightenment at the limits of the civic tradition*, p. 143.
- (7) このパンフレットは、1697年に、*A Discourse concerning Militias and Standing Armies: with relation to the past & present government of Europe & of England in particular* という表題で発表されたが、翌98年の第2版では改訂・増補され、表題も *A Discourse of Government with relation to Militia's* というより一般化した題名に変えられている。本稿では *The Political Works of Andrew Fletcher, Esq.*, London, 1732 所版の第2版を使用した。以下、フレッチャーからの引用は、すべてこの *Works* による。
- (8) Robertson: *The Scottish Enlightenment & the Militia Issue*, p. 22.
- (9) Fletcher: *Works*, p. 48.
- (10) *Ibid.*, pp. 20-21.
- (11) *Ibid.*, p. 48.
- (12) Cf. *Ibid.*, pp. 97, 385.
- (13) *Ibid.*, pp. 80, 86.
- (14) *Ibid.*, p. 346.
- (15) *Ibid.*, p. 402.
- (16) Cf. *Ibid.*, pp. 423-448.
- (17) Cf. *Ibid.*, pp. 154-163.
- (18) Cf. *Ibid.*, pp. 163-171.
- (19) Robertson, *op. cit.*, p. 16.

- (20) *Ibid.*, p. 50.
- (21) *Ibid.*, pp. 46, 47.
- (22) *Ibid.*, p. 39.
- (23) Robertson: *The Scottish Enlightenment at the limits of the civic tradition*, p. 137.
- (24) Pocock, J.G.A.: *Cambridge paradigms and Scotch philosophers: a study of the relations between the civic humanist and the civil jurisprudential interpretation of eighteenth-century social thought*, in *Wealth & Virtue*, p. 237.
- (25) Winch, Donald: *Adam Smith's Politics*, Cambridge, 1978, p. 32.
- (26) Ignatieff, M.: John Millar and individualism, in *Wealth & Virtue*, p. 320.
- (27) Cf. Robertson, *op. cit.*, p. 138.
- (28) Campbell, R. H. & Skinner, A.S. (eds): *The Origins & Nature of the Scottish Enlightenment*, Edinburgh, 1982, p. 1.
- (29) Pocock, *op. cit.*, p. 235.
- (30) Ignatieff, *op. cit.*, pp. 330-331.
- (31) 「立法者」用語は、シヴィク徳性観と対をなすシヴィク的な概念で、権利 (jus) 概念に立脚する法学の伝統では、legislator の代りに magistrate or sovereign が登場することに注意されたい。Cf. Pocock, *op. cit.*, p. 249.
- (32) 民兵問題は、限嗣封土権 (entail) 問題と共に、ヒューム、スミスらの創意ではじまった選良協会の最大のテーマであったといわれる。Cf. Robertson: *The Scottish Enlightenment and the Militia Issue*, pp. 86, 96 note.
- (33) 18 世紀の「アングロ・アメリカ品種のシヴィク・ヒューマニズムは、本質的に農本的 (agrarian) で、新ハリントン主義的性格をもち」(Campbell & Skinner, *op. cit.*, p. 1), 「シヴィク概念を農業社会の歴史的環境に適応させた」(Robertson, *op. cit.*, p. 14) ハリントンの影響下にあったことに注意されたい。
- (34) Robertson, *op. cit.*, p. 12. 法学の基本概念とシヴィクのそれとの差異については、Cf. Pocock, *op. cit.*, pp. 248-9.
- (35) Pocock, *op. cit.*, p. 249.
- (36) *Ibid.*, p. 248.
- (37) Ignatieff, *op. cit.*, p. 330.
- (38) Pocock, *op. cit.*, p. 236.
- (39) Cf. Winch, *op. cit.*, pp. 31-32.
- (40) Robbins, C.: When It is that colonies may turn independent: An analysis of the environment and politics of Francis Hutcheson (1694-1746), *William & Mary Quarterly*, Third Series, Vol. XI, No. 2, 1954, p. 228.
- (41) Pocock, *op. cit.*, p. 237.
- (42) Pocock, J.G.A.: *Politics, Language and Time*, 1972, p. 101.
- (43) Cf. Winch, *op. cit.*, pp. 70 ff.
- (44) Pocock: *Cambridge paradigms & Scotch philosophers*, pp. 242-3.
- (45) Winch, *op. cit.*, p. 72.
- (46) Horne, T.A.: *Moral and Economic Improvement: Francis Hutcheson on Property, History of Political Thought*, VII-1. 1986, p. 118.
- (47) Pocock, *op. cit.*, p. 245.
- (48) *Ibid.*, p. 242.
- (49) ポコックは、自分たちのシヴィク研究の意義をシヴィクが「スコットランド人から新しい政治経済学の形成を助けた返答を受取った」(*Ibid.*, p. 246) 次第を示す点に求めているが、スミスにおける生誕のプロセスについては何も語っていない。
- (50) たとえば、スミスの公債、常備軍、分業疎外論等は、ウィンチが『アダム・スミスの政治学』で Q. スキナーとポコックの方法論を使って明らかにしたように、シヴィク伝統の中でのみ正当に評価されうる側面をもち、シヴィク・パラダイムは、シヴィクの枠を抜け出た反シヴィクとしてのスミス思想の主題や枠組、「スミスの用語や協議事項のシヴィクの・共和主義的含意」(Winch, D.: *Adam Smith's 'enduring particular result': a political & cosmopolitan perspective*, in *Wealth & Virtue*, p. 262) の明確化

に不可欠である。シヴィク研究の意義がそこにあることは明らかである。

- (51) Pocock, *op. cit.*, pp. 246, 247.
- (52) Cf. Robertson, *op. cit.*, p. 75.
- (53) Ferguson, A.: *Reflections previous to the Establishment of a Militia*, London, 1756, p. 9. 本書は、全文、名古屋大『調査と資料』第62号、1977、pp. 1-27. に収録されている。
- (54) *Ibid.*, p. 12.
- (55) *Ibid.*, p. 3.
- (56) *Ibid.*, pp. 50-51. Cf. Robertson, *op. cit.*, p. 91.
- (57) Robertson, *op. cit.*, p. 204.
- (58) Ferguson, A.: *An Essay on the History of Civil Society*, 1767, ed. by Forbes, D., Edinburgh, 1966, pp. 61, 225.
- (59) Forbes, D.: Natural Law and the Scottish Enlightenment, in *The Origins & Nature of the Scottish Enlightenment*, p. 187.
- (60) *Ibid.*, p. 187.
- (61) *Ibid.*, p. 202.
- (62) Cf. Mac Cormick, N.: Law and Enlightenment, in *The Origins & Nature of the Scottish Enlightenment*, pp. 160-163, Forbes, *op. cit.*, esp., pp. 189f., 202. 拙著『市民社会理論の原型』（御茶の水書房）1979年、第1部第1-2章参照。
- (63) Forbes, *op. cit.*, p. 189.
- (64) Horne, *op. cit.*, p. 115.
- (65) *Ibid.*, p. 115.
- (66) Forbes, D.: Hume and the Scottish Enlightenment, in *Philosophers of the Enlightenment*, ed. by S. C. Brown, Sussex, 1979, p. 97.
- (67) Forbes: Natural Law and the Scottish Enlightenment. p. 201.
- (68) Cf. Moore, James & Silverthorne, Michael: Natural Sociability and Natural Rights in the Moral Philosophy of Gershom Carmichael, in *Philosophers of the Scottish Enlightenment*, ed. by Hope, V., Edinburgh, 1984, p. 2.
- (69) Stein, Peter: The Influence of Roman Law on the Law of Scotland, *Juridical Review*, Vol. 8, 1963, p. 219.
- (70) *Ibid.*, p. 215.
- (71) *Ibid.*, p. 218.
- (72) James Dalrymple, Lord Stair: *The Institutions of the Law of Scotland*, 1681. George Mackenzie: *The Institutions of the Law of Scotland*, 1684.
- (73) Mac Cormick, *op. cit.*, p. 152.
- (74) Cf. Stein, *op. cit.*, p. 221.
- (75) Mac Cormick, *op. cit.*, p. 160. ホーンによれば、「ステアは、所有権の起源に対する‘勤勉と労働’（他の個所では‘熟練と勤勉’）の役割をロックとは独立に発見していた」（Horne, *op. cit.*, p. 116）とさえいわれる。
- (76) John Erskine: *The Principles of the Law of Scotland*, Edinburgh, 1754. *An Institute of the Law of Scotland*, Edinburgh, 1773.
- (77) Cf. Mac Cormick, *op. cit.*, p. 162, Stein, P.: The General Notions of Contract & Property in Eighteenth Century Scottish Thought, *Juridical Review*, vol. 8, 1963, p. 5.
- (78) Cf. Stein: The Influence of Roman Law on the Law of Scotland, esp., pp. 226-242.
- (79) *Ibid.*, p. 245.
- (80) Stein: General Notions of Contract & Property, p. 2.
- (81) *De Officio Hominis et Civis juxta Legem Naturalem*, Libri Duo. Supplementis et Observationibus in Academicæ Juventutis usum auxit et illustravit Gerschomus Carmichael, Glasgow, 1718, Edinburgh, 1724. なお、このテキストについては、次の英訳があるが、筆者は未見である。Cf. Moore, J. & Silverthorne, M.: *The Political Writings of Gershom Carmichael*, unpublished translation of Carmichael's preface and notes to his edition of Pufendorf's *The Duties of Man and the*

Citizen.

(82) Cf. Moore, J. & Silverthorne, M.: Gershom Carmichael and the natural jurisprudence tradition in eighteenth-century Scotland, in *Wealth & Virtue*, pp. 76-79. カーマイケルについては上記と注(68)の他, J. Mc Cosh: *The Scottish Philosophy*, London, 1875, pp. 36-42, H. Medick: *Naturzustand und Naturgeschichte der bürgerlichen Gesellschaft*, Göttingen, 1973, SS. 299-305, その他数編の論稿があるが、私自身はいまだ原テキストのコピーさえ入手していないので、以上の解釈は主として Moore & Silverthorne の研究に依拠したものである。

(83) Moore & Silverthorne, op. cit., p. 82. ditto, *Natural Sociability & Natural Rights in the Moral Philosophy of Gershom Carmichael*, p. 8.

(84) ムアーとシルバーソーンによれば、18世紀のスコッツ思想家は、カーマイケルを通してロックを受容していたのであるが、彼らがロックに言及しないのは、彼らがカーマイケルを通してしかロックを知らなかったため、ヒュームやスミスの契約説批判の対象も、実際にはロックではなくカーマイケルのそれにすぎなかったといわれる。Cf. Moore & Silverthorne: Gershom Carmichael and the natural jurisprudence tradition, pp. 81-83, 85-86,

(85) Cf. Ibid., pp. 84-85.

(86) Cf. Robbins, op. cit., pp. 217-220. Winch: *Adam Smith's Politics*, pp. 46-47. Campbell, T.D.: Francis Hutcheson: 'Father' of the Scottish Enlightenment in *The Origins & Nature of the Scottish Enlightenment*, pp. 167-8.

(87) Robbins, op. cit., p. 243. Robbins: *The Eighteenth Century Commonwealthman*, Camb., Massachusetts, 1959, p. 188.

(88) Hutcheson, F.: *A System of Moral Philosophy*, London, 1755, Vol. 1, p. xxxv.

(89) Ibid., Vol. 2, p. 219. なお、「ハチスンの改善 (improvement) への関心」については、Cf. Horne, op. cit., p. 118.

(90) Cf. Robbins: When it is that colonies may turn independent, pp. 244-246. Sypher, Wylie: Hutcheson and the 'Classical' Theory of Slavery, *Journal of Negro History*, XXIV, 3, 1939, pp. 263-280.

(91) Cf. Hutcheson, op. cit., pp. 245-8. Robbins, op. cit., p. 246. ditto, *The Eighteenth-Century Commonwealthman*, p. 190. Winch, op. cit., pp. 55-56.

(92) Cf. Hutcheson, op. cit., pp. 217-8.

(93) Ibid., II, p. 220. (傍点引用者)

(94) Ibid., II, p. 217.

(95) Cf. Hutcheson, F.: *A Short Introduction to Moral Philosophy, containing the Elements of Ethics and the Law of Nature*, Glasgow, 1747, p. 321. *A System of Moral Philosophy*, II, pp. 218, 258, 320. 「フランシス・ハチスンの奢侈論は、商業経済の到来が提供した私的満足に誘惑する機会から公共的義務の倫理を救い出す戦いを縮図的に示した」(Ignatieff, op. cit., p. 333) ものである。ハチスンによれば、「奢侈は、人生の職分の遂行とは両立しない過度の願望ないし低次の快楽の行使として定義されるべきものであり、…人間を貧相で渴望的にする」(Hutcheson: *Short Introduction*, p. 321) ものにすぎないと考えられていたのである。

(96) Hutcheson: *System*, II, pp. 248, 259. Cf. *Short Introduction*, pp. 295-6, 300, 334.

(97) Cf. Hutcheson: *System*, p. 310. ハチスンの賢人論 (Ibid., II, pp. 217, 252) も、彼の立法者観と不可分なことに注意されたい。

(98) Ibid., II, pp. 323-5. ハチスンの「民兵賛美は、フレッチャーとウィリアム・モイルの常備軍反対抗弁を想起させるもので、おそらくそれに喚起された」(Robbins, op. cit., p. 194) ものであるといわれる。

(99) Hutcheson: *System*, II, p. 310.

(100) Cf. Robbins, op. cit., p. 193.

(101) Hutcheson, op. cit., II, p. 214.

(102) Ibid., II, pp. 218, 219. こうした「最良の国家 (the best state) の根拠の分析にさいして、…ハチスンがハリントンに従っていた」(Robbins: When it is..., p. 246) ことは、ロビンスの指摘の通りである。

(103) Cf. Hutcheson: *Short Introduction*, p. 122. *System*, pp. 257-258.

(104) Hutcheson, *System*, II, p. 248.

- (105) Hutcheson: *Short Introduction*, p. 149. Cf. Stein: op. cit., p. 6. Horne, op. cit., p. 125.
- (106) Cf. Winch: Adam Smith's 'enduring particular result', p. 264. なお、ホーンも、ハチスンにおける「シヴィック・ヒューマニズムへの関心と自然法への関心との結合」(Horne, op. cit., p. 121) という二つのパラダイムの併存を認めている。
- (107) Campbell, op. cit., p. 167. 「スコットランド啓蒙が早くも 1724 年にフランシス・ハチスンの『美と徳性の観念の起源の探求』の公刊と共にグラスゴウではじまったといわれうる」(Daiches, D.: *The Scottish Enlightenment*, in *A Hotbed of Genius*, p. 1) ことは、今後、次第に多数意見となってゆくことであろう。
- (108) Cf. Forbes, op. cit., p. 190.
- (109) Jensen, H.: *Motivation and the Moral Sense in Francis Hutcheson's Ethical Theory*, The Hague, 1971, p. 1.
- (110) ハチスンの思想形成に影響を与えた人間については、Cf. Robbins, op. cit., pp. 230-240.
- (111) ただし、こうした研究動向は、数年来、急激に変わりはじめつつあり、昨年公刊された Teichgraber III, Richard F.: *'Free Trade' and Moral Philosophy, Rethinking the sources of Adam Smith's Wealth of Nations*, Durham, 1986 は、1983 年に出版された私の『アダム・スミス『法学講義』研究序説—ハチスン『道徳哲学体系』との対比的考察—』横浜市大紀要と同じくハチスン—ヒューム—スミスの線で問題を考察している。その他に、ハチスン自然法学のもつ意義に注目したハチスン研究の新しい方向を示す文献としては、Cf. Campbell, op. cit., 1982. Horne, op. cit., 1986, Leidhold, W.: *Ethik und Politik bei Francis Hutcheson*, München, 1985. があげられる。
- (112) Winch: *Adam Smith's Politics*, p. 66.
- (113) Pocock: op. cit., p. 251.
- (114) 私が以下でハチスン—スミス関係の考察をもっぱら理論分析のレベルで展開する一つの根拠はここにある。従来の社会科学的ハチスン研究は、ハチスンのシヴィック性を強調するに急で、ハチスンを自然法学の系譜の中でとらえる視角に欠けていたが、ハチスン研究はハチスン—ヒューム—ケイムズ—スミス間における認識論と道徳哲学の理論的揚棄過程において展開される要があり、ハチスンのシヴィック性はその文脈の中で問われるべきであるといえよう。
- (115) Cf. Norton, D.F.: *David Hume, Common-sense moralist, sceptical metaphysician*, Princeton, 1982, Ch. 1, esp., pp. 33, 43.
- (116) Forbes, op. cit., p. 192.
- (117) Ibid., p. 192.
- (118) Ibid., p. 193.
- (119) Cf. Ibid., pp. 192-194.
- (120) ヒュームの商業自由論が当時の民兵論争の背景の下に展開されている点については、Cf. Robertson: *Scottish Enlightenment & Militia Issue*, Ch. 3, esp., pp. 60-74.
- (121) Cf. Winch, op. cit., p. 74.
- (122) Hume, David: *Essays moral, political and literary*, Oxford U.P. ed. 1963, p. 266. 田中敏弘訳『ヒューム政治経済論集』10-11 ページ。
- (123) Ibid., p. 270. 邦訳 14 ページ。
- (124) Cf. Ibid., pp. 275-288. 邦訳 19-32 ページ参照。
- (125) Robertson, op. cit., p. 63.
- (126) Ibid., p. 69.
- (127) Robertson: *The Scottish Enlightenment at the limits of the civic tradition*, p. 165.
- (128) Ibid., pp. 159-160.
- (129) Ibid., p. 159.
- (130) Hume, op. cit., p. 54.
- (131) Robertson, op. cit., p. 161.
- (132) Ibid., p. 169. Cf. Hume, op. cit., e.g., p. 54.
- (133) Hutcheson: *System*, II, pp. 218, 219.
- (134) Cf. Robertson, op. cit., pp. 169-174.
- (135) Ibid., p. 173.

- (136) Ibid., p. 174.
- (137) Ibid., p. 160.
- (138) Ibid., p. 177.
- (139) Cf. Taylor, W.L.: *Francis Hutcheson and David Hume as Predecessors of Adam Smith*, Darham, 1965.
- (140) 拙稿, ケイムズとスミスーケイムズ法学研究序説—神奈川法学 22 卷 3 号参照。

スコットランド啓蒙書誌解題

—— 社会科学ドキュメンテーション ——

(I) 18世紀思想の研究は、Montesquieu や Rousseau, Diderot と d'Alembert の *Encyclopédie*, 1751-80 などに代表されるフランス啓蒙思想や Adam Smith や Quesnay その他の啓蒙の社会科学を中心に活発に行われてきたが、これまでの研究はいずれも18世紀後半の思想にスポットを当てたもので、18世紀前半の思想に関するわれわれの知識はほとんど白紙に近い状態であった。しかし、実際には18世紀初頭から啓蒙の社会科学の源流になるよりオリジナルな思想運動がスコットランドを中心に展開され、その動態がヨーロッパの18世紀思想史全体の動向を規定していたのであった。それが最近、研究者の間で注目を集めているスコットランド啓蒙思想で、スミス研究を契機に急激に活発化した最近のスコットランド啓蒙思想研究は、戦後のイギリス研究のハイライトをなすものとして、その成果には刮目すべきものがある。わが国でもスコットランド関係の文献の蓄積やビブリオの刊行がようやく活発化し、水田ビブリオ(水田洋、『スコットランド研究のための書誌』1980)が刊行された時点よりその全体像も明確になりはじめているので、今後一層の活発化が期待されるスコットランド関係の資料収集と研究進展の一助とするため、大まか1世紀にわたるスコットランド啓蒙思想の動向を書誌的に概観したい。

(II) スコットランド啓蒙の起源は、イギリス市民革命の火ぶたを切ったスコットランド長老派の流れをくむ穏健派知識人の台頭に求められるが、＜啓蒙＞思想の鼓吹者はイングランド人の John Locke (*An Essay concerning Human Understanding*, 1690) と、3rd. Earl of Shaftesbury (*Characteristicks of men, manners, opinions, times*, 1711) であった。スコットランド啓蒙の父は、このロックとシャフツベリの認識論を継承・展開した Francis Hutcheson であった⁽¹⁾。彼は、1725年に *An inquiry into the original of our ideas of beauty & virtue* を発表して、いわゆる「道徳感覚」理論を展開した。これはロックの『悟性論』の内観的方法を具体的に展開することによって人間の感情の道徳能力を証明したもので、この認識論はヒュームやスミスに18世紀科学の新しい方向を示したものとして、18世紀の啓蒙の社会科学の基礎を築いたものであった。

(III) しかし、啓蒙が当時のスコットランド人の現実問題となったのは、1707年のイングランドとの合邦問題を契機に、スコットランドの経済的後進性と政治的従属性を打破するための政治と経済の再建が彼らの共通課題となったためである。この Union をめぐる論客群としては、合邦反対派の George Ridpath (1702, 1703, 1704), Patrick Abercromby (1706), Lord Belhaven (1706), Dugald Campbell (1707) らと、合邦支持派の William Seton of Pitmedden (1700), G. Mackenzie, Earl of Cromarty (1702, 1706) や、イングランド人の立場から合邦推進論をとらえた Daniel Defoe (1706, 1709) や W. Paterson (1706) の他に、John Clerk らの名があげられるが、18世紀の思想家に最も「深い永続的な衝撃」を与えた思想家は Andrew Fletcher である⁽²⁾。

フレッチャーの思想の本質は、商業が腐敗＝常備軍＝専制を帰結するのに対し、民兵＝自由・徳という civic な経済発展論にある。それは、合邦→スコットランド近代化→経済発展→富裕→奢侈

→腐敗という、“富と徳”の tension の問題を提起したものであった。このようなフレッチャーの思想の基底をなす彼の歴史的現状批判はスミスの歴史認識の基軸をなすものとして注目されるが、フレッチャーは上の“富と徳性”の両立の方法として、いわゆる civic virtue 論、civic 的な独立・近代化論を考えていたのであった。

(IV) フレッチャーの歴史観の基礎をなしていた“civic humanism”とは、個人の道徳的完成が社会全体の共同生活への積極的な参加を通して可能になるというポリス思想である。それは、vivere civile, virtus, moral value の実現、そのための militia, legislator 等の概念を中核とする moral government 論と、経済発展→奢侈→腐敗論を特色とする思想である。civic とは、一言でいえば、古典的な共和主義思想であったのであるが、フレッチャーの思想はこのような古典的な共和思想と、その基礎をなしていた agrarian model で商業社会の問題に対処しようとしていた点で本質的に反近代的な性格をもつものであった。しかしこうした civic 的な思考様式はフレッチャーのみのことではない。civic 思想は、古典共和国の復活を理想とした N. B. Machiavelli からはじまり、マキアヴェルリの影響を受けたモンテスキューやルソーをへて、Adam Ferguson や New Englanders たちに大きな影響を与える一方、James Harrington, John Milton, Henry Neville, A. Sidney 等の Commonwealthman の第一世代や、ハリントンの影響を受けた Robert Molesworth, A. Fletcher, John Tolandらの neo-Harringtonians のみならず、カーマイケル、ターンプル、ハチスンらのスコット啓蒙の第一世代から、ヒューム、スミスらの啓蒙の哲学者にまで及んでいたのである。civic 思想が大きく注目される所以は、それがこうした形でヒュームやスミスまでのスコット思想の共通の枠組をなしていた点にあるが、古典古代的な civic 思想がこのように 18 世紀思想に大きく受容された一つの理由は、当時の人間たちが当面した新しい商業関係の発展に伴う Wealth & Virtue の問題に対する解答が他に見出しえなかった点にあったことができるであろう。しかし、こうした古典的共和思想が 18 世紀のスコットランドやアメリカ植民地でとくに支持された理由は、それが先進参加ないし先進国との Union に伴う経済的・政治的従属の永久化に対する反体制・反先進国イデオロギーとしての意義をもつためであった。アダム・ファーガスンや F. ハチスンらが熱烈な civic であった所以はそこにある。しかし、それは新しい商業社会の問題に農本モデルで答えようとした点に本質的な弱点をはらむものであった。civic の提出したダウト、富と徳の緊張問題に対するより前向きのリプライの探求がスコットランド啓蒙思想の主題となったのはそのためであるが、その思想的武器としての役割を果たしたのが自然法の理論である。

(V) スコットランドにおける自然法の系譜としては、第一に、ローマ法の受容によるスコットランド法の統一・近代化を意図した Thomas Craig : *Jus Feudale*, 1655, James Dalrymple, Lord Stair : *The Institutions of the Law of Scotland*, 1681, George Mackenzie : *The Institutions of the Law of Scotland*, 1684, E. Erskine 等のローマ法学者の法理論が注目される。しかし、より注目すべきは、S. Pufendorf (*De Jure Naturae et Gentium*, 1672, Engl. tr. 1703) とロック (*Two Treatises of Government*, 1690) の導入・内面化に大きな役割を果たした Gershom Carmichael の *S. Puffendorffii de officio homines et civis... editio nova ...a Gershom Carmichael*, 1718 のもつ意義である⁽³⁾。

18 世紀のスコットランド自然法学の特色は、このカーマイケルのノートに従って、自然法を経験・主体化し、人間を「道徳感覚をもつ能動主体」としてとらえると共に、道徳感覚の目で人間と社会をみる道を拓いた点にある。それがハチスン (*Philosophiae Moralis Institutio Compendi-*

aria, '42, *A System of Moral Philosophy*, '55), ヒューム (*A Treatise of Human Nature*, '39-'40, *Essays Moral & Political*, '41, *Political Discourses*, '52), スミス (TMS, '59, LJA, '62-'63) の基本主題であったが、その創始者としてのハチスンの道徳感覚理論は実体主義的限界をもつものであった。その批判的揚棄がヒュームとスミスの「同感」論の主題で、スミスは個人の道徳感覚ではなく、相互同感に基づく新しい人—人関係倫理の確立によって、civic virtue 論に代わる新しい civil virtue 論を確立に導いたのであった。それがスミスの『道徳感情論』の主題であったが、同感とは所詮主観的なものでしかない。そこで、その客観化のためのケース—環境分析をやったことがスミスにおける経済学の生誕の最大の契機となったのであった。こうしたスミス解釈を可能にしたのは LJA の発見 (公刊, 1978) で、それはスミスの思想形成をスコットランド啓蒙の系譜の中でとらえるためのさまざまな手掛りを提供しているといえよう。

しかし、このようなヒューム、スミスの道徳感覚 = 同感概念の主観性に反発した思想家たちは、ヒュームやスミスと同じくハチスンの道徳感覚理論から出発しながら、道徳感覚をより共通感覚 (common sense) 化した常識哲学か、より功利主義的な思想を展開することとなったのであった。それが、George Turnbull (*The Principles of Moral Philosophy*, '40), Henry Home, Lord Kames (*Essays on the Principles of Morality & Natural Religion*, '51) → Thomas Reid (*An Inquiry into the Human Mind on the Principles of Common Sense*, '64, *Essays on the Intellectual Powers of Man*, '85, *Essays on the Active Powers of Man*, '88), James Beattie (*Essay*, '70, *Elements of Moral Science*, '90), D. Stewart (*Elements of the Philosophy of the Human Mind*, '92, *Outlines of Moral Philosophy*, '93, *Philosophy of the Active & Moral Powers of Man*, 1828) らに代表されるスコットランド常識哲学と、J. Bentham の功利主義法学 (*A Fragment on Government*, '76, *Introduction to the Principles of Morals & Legislation*, '89) の主題であった。この両者は、18世紀啓蒙の掉尾を飾るものであるが、それは同時に道徳哲学と自然法学と経済学との分裂・三極分化を意味するものであった。アダム・スミスの『道徳感情論』6版改訂(1790)の一つのライトモチーフは、こうした時代の動向に対する反発ないし警鐘にあったといえるであろう。

(VI) 『国富論』に代表されるアダム・スミスの道徳哲学は、このようにフレッチャー以来のスコットランドの思想家の共通主題であった “Wealth & Virtue” の問題に対する解答として展開されたものとして、正義の問題を中心主題とするものであったのであるが、こうしたスミス思想の主題と本質は、スミスの思想展開に重大な媒介的役割を果たしたケイムズとスミスの思想関係の動態を知るとき、より明らかになることであろう⁽⁴⁾。そこで最後に、ハチスン→ヒューム→ケイムズ→スミス間における思想の重層的形成・展開過程をケイムズの *Essays*, '51, *Historical Law-Tracts*, '58, *Principles of Equity*, '60 と、スミスの TMS, '59 と LJA, '62-'63 の出版年次と版の差異に即して考察することにより、古典資料の収集・蓄積の重要性とそのもつ意義を古典研究の実践例に即して事例研究的に明らかにすることにしたい。

(補遺注)

(1) ハチスンの著作とその翻刻版は、次の通りである。

- 1) *Inquiry into the Original of our Ideas of Beauty and Virtue*, Lond., 1725, 2 ed. '26, 3 ed. '29, 4 ed. '38, 5 ed. '53.
- 2) *Reflections upon Laughter and Remarks upon the Fable of the Bees*, *Dublin Weekly Journal*, 1725-26, Glasgow, 1750.
- 3) *An Essay on the Nature and Conduct of the Passions. With Illustrations on the Moral Sense*. Lond., 1728, 2 ed. '30, 3 ed. '42, 4 ed. '56.
- 4) (James Arbuckle): *A Collection of Letters and Essays on Several Subjects, Lately published in the Dublin Journal* 2, Lond., 1729.
- 5) *De naturali hominum Socialitate*, Glasgow, 1730, 2 ed. '56.
- 6) *Considerations on Patronages, Addressed to the Gentleman of Scotland*, Lond., 1735.
- 7) *Letters between the late Mr. Gilbert Burnet, and Mr. Hutcheson, concerning the True Foundation of Virtue or Moral Goodness, Formerly published in the London Journal*, Lond., 1735.
- 8) *Philosophiae Moralis Institutio Compendiaria*, Glasgow, 1742, 2 ed. '45, 3 ed. '55.
- 9) *Synopsis Metaphysicae Ontologiam et Pneumatologiam Complectens*, 1742, 2 ed. '44.
- 10) *A short Introduction to Moral Philosophy*, Glasgow, 1747, 2 ed. '55, 3 ed. '64.
- 11) *A System of Moral Philosophy*, 2 vols, Lond., 1755.
- 12) *Logicae Compendium, Praefixa est Dissertatio de Philosophiae Origine, ejusque Inventoribus aut Excultoribus Praecipuis*, Glasgow, 1756.

Reprint editions

Collected Works of Francis Hutcheson, hrsg. von Bernard Fabian, 7 Bde., Hildesheim, 1969, 1971.

An Inquiry into the Original of our Ideas of Beauty & Virtue, Rep. of 2nd ed., N.Y., 1971, Rep. of 4th ed., Farnborough, Hants., 1969, Peter Kivy ed., The Hague, 1973.

An Essay on the Nature & Conduct of the Passions & Affections, with Illustrations on the Moral Sense, Rep. of 1st ed. N.Y., 1971, Rep. of 3rd ed. Florida, 1969.

Illustrations on the Moral Sense, ed. by Bernard Peach, Camb., Mass., 1971.

Reflections upon Laughter & Remarks upon the Fable of the Bees, N.Y., 1971.

A System of Moral Philosophy, N.Y., 1968.

(2) フレッチャーの著作については、「アダム・スミスの会報」No. 53, 1986・8, pp. 4-5 に竹本洋氏の作製した書誌が記載されている。

(3) プーフENDORFの『義務論』のカーマイケル版は、1718年にグラスゴウで、*S. Pufendorfii De Officio Hominis et Civis, juxta legem naturalem, libri duo. Editio nova, aucta observationibus et supplementis a Gershom Carmichael*, Glasgow 1718 という表題で刊行されたが、24年にはエジンバラで、*S. Puffendorfii, De Officio Hominis et Civis, Juxta legem naturalem libri duo. Supplementis et observationibus in academiae iuventutis usum auxit et illustravit Gershomus Carmichael*. Editio Secunda priore auctior et emendatior, Edinburgh 1724 と題する第2版が刊行されている。『義務論』のカーマイケル版は、その他に1739年にスイスのバーゼルで発行され、1769年にもオランダで刊行されているが、バルベリヤック版のように版を重ねることはなかったようである。

カーマイケルの著作としては、その他に、形而上学と道徳哲学に関する *Theses Philosophicae ... Sub Praesidio Gerschomi Carmichael, P.P.*, Glasgow 1699 と、*Theses Philosophicae...Sub Praesidio Gerschomi Carmichael, P.P.*, Glasgow 1707 と、論理学序説としての *Breviuscula Introductio ad Logicam*, Glasgow 1720, Edinburgh 1722, ならびに、形而上学と聖霊論に関する *Synopsis Theologiae Naturalis, sive Notitiae, De Existentia, Attributis et Operationibus, Summi Numinis, ex ipsa rerum Natura, Studiosae Juventutis usibus accommodata*, Edinburgh, 1729 があるが、いずれも未見である。

(4) 一橋大学社会科学古典資料センター所蔵のケイムズの著作は、次の通りである。

Essays on the Principles of Morality and Natural Religion, 1st ed. Edinburgh, 1751 (同センタ

請求記号, A-B 158).

Historical Law-Tracts, 1st ed. in 2 vols, Edinburgh 1758 (F. 5142, 5143), 2nd ed. Edinburgh 1761 (A-B 237).

Principles of Equity, 1st ed. Edinburgh 1760 (A-B 251), 3rd ed. in 2 vols, Edinburgh 1778 (A-B 234).

Elements of Criticism, 1st ed. in 3 vols, Edinburgh 1762 (A-B 241). 7th ed. in 2 vols, 1788 (A-A 971).

Sketches of the History of Man, 1st ed. in 2 vols, Edinburgh 1774 (A-B 157).

Elucidations respecting the Common & Statute Law of Scotland, 1st ed. Edinburgh 1777 (A-B 236).

Loose Hints upon Education: Chiefly concerning the Culture of the Heart, 1st ed. Edinburgh, 1781 (A-B 233).

The Gentleman Farmer, being an attempt to improve Agriculture, by subjecting it to the test of rational principles, 4th ed. Edinburgh, 1798 (Franklin 4132), 6th ed. 1815 (A 739).

このうち『法史考』初版は、拙稿「ケイムズ研究事始」(一橋大学社会科学古典資料センター年報, No. 7, 1987. 3) 執筆時には著者名カードへの転記がなされないまま、他の匿名の法学論文カードにまじっていたため所蔵が確認されなかったもので、燈台下暗しとはいえ汗顔の至りであるが、初版は、2版以降とちがって、2巻本で、第1巻は、序文 17 p. 本文 430 p. (Tract VII まで)で、第2巻は、本文 219 p. Appendix 54 p. からなっている。上記の「研究事始」で紹介した2版との主要なちがいは、活字のポイントを落として組みかえた点で、本文自体は、一部にごくわずかな単語の変更・訂正ないし削除・追加と文章の省略がみられる他、Appendix での引用文献のページが変更になっている位で、「追補・訂正」がなされた3版以降とちがって内容的な変更は皆無に近い。2版は、初版のポイントを落として組みかえただけで、初版をそのまま翻刻したものとみてよいであろう。

(神奈川大学教授)

一橋大学社会科学古典資料センター *Study Series. No. 16*

発行所 東京都国立市中 2—1

一橋大学社会科学古典資料センター

発行日 1987 年 8 月 31 日

印刷所 東京都八王子市石川町 2951—9

三省堂印刷株式会社
